

# 第1回質問に対する回答書

平成27年7月15日

入札参加者様

建築局施設整備課新市庁舎整備担当課長

## 工事名：横浜市市庁舎移転新築工事

上記工事に関し質問がありましたので、次のとおり回答いたします。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
1	入札説明書	1	1-(3)-ア	「延床面積約140,500平方メートル（下限値）」と記載があるが、共用部・駐車場の効率化等により、要求性能を満たしつつ床面積を縮小する工夫を行うことで上記延床面積の下限値を下回る提案は可能でしょうか。	「発注仕様書（P9） 第2 4」に記載のとおりです。 共用部・駐車場の効率化が図れた場合は、基本的に行政部門の床面積に割り振る前提として設計段階で確定します。
2	入札説明書	4	1-(4)～(5) 様式1号	入札参加者の設計における入札参加資格について「自社で設計を行う」もしくは「自社で設計を行わず、別事業者へ委託」の2択となっていますが、別事業者との「設計JV」は認めないということでしょうか。	自社で設計を行う場合において、入札参加者と別事業者との「設計JV」は認めません。ただし、設計を自ら行う場合においても、設計の一部を他社に委託することは構いません。なお、自社で設計を行わず設計受託者に委託する場合、設計受託者は単体・JVのいずれでも構いません。設計受託者がJVの場合、「入札説明書 2（4）イ」の入札参加資格は構成員ごとに満たす必要がありますが、「2（4）ア」及び「2（4）ウ」の入札参加資格は構成員ごとに満たす必要はなく、JVとして満たすことができれば参加は可能です。
3	入札説明書	9	3-(1)-イ-(4)-(s)	予定設計受託者が、平成27・28年度有資格者名簿（工事、物品・委託等又は設計・測量等）に登録されているため、税務署発行の納税証明書・正本を提出する必要がない場合も、同意書は提出する必要がありますか。	同意書の提出の必要はありません。
4	入札説明書	9	3-(1)-イ-(4)-(s)	同意書の印鑑が実印であることを証するため、印鑑証明書の添付は必要ですか。	印鑑証明書の提出の必要はありません。
5	入札説明書	10	3-(1)-ウ-(4)	入札参加者が設計を自ら行わない場合、「配置管理技術者届出書（様式3）」は、予定設計受託者が配置する管理技術者について記載し、単体企業又は共同企業体の代表者名で押印提出する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	17	10-(3)-ウ	「ウ 評価値が、標準点を予定価格（単位：億円）の108分の100で除して得た数値を下回っていないこと」とは、「評価値が、『標準点100点』を『予定価格665.7億円（税抜）の108分の100』で除した得た数値を下回らないこと、という理解でよろしいでしょうか。	「予定価格」とは、消費税及び地方消費税相当額を加えた価格を言います。 したがって、入札説明書10（3）ウについては「評価値が、『標準点100点』を『税抜の予定価格である665.7億円』で除して得た数値を下回っていないこと」を言います。
7	入札説明書	17	10-(3)-ウ	「ウ 評価値が、標準点を予定価格（単位：億円）の108分の100で除して得た数値を下回っていないこと」を要件とする理由、その意図はどういったことですか。	技術評価点が標準点である100点を下回らないことを意図した要件であり、本件では該当することはないと考えています。
8	実施要領書	6	17	落札者の設計・施工方法等において「技術提案にかかる設計変更などは原則行わない」とありますが、発注仕様書 第1-1-(3)において「設計期間中に市との協議によって確定する」とあります。当該設計変更とは発注仕様書にある市との設計内容確定後のことを指すということでしょうか。	技術提案の扱いについては、「実施要領書（P6） 17」のとおりです。 また、発注仕様書に係る設計内容は市監督員と協議により確定し、要求水準の条件変更などが生じた事項は、工事請負契約約款（設計・施工一括）をもとに設計変更の対象として協議します。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
9	実施要領書	8	技術資料等	補足説明資料内「添付資料1」に「主要居室の仕上表」とありますが、主要居室はどの部屋をイメージしていますか。	屋根付き広場、市民協働スペース（大）、グランドロビー、レセプションルーム、基準階（E Vホール、共用廊下、執務室、便所など）などを指します。 その他、特に仕上を表現したい諸室について記載してください。
10	実施要領書	10	耐震技術提案	「具体的評価項目」1ー(2)ーイに「執務室階」床面応答加速度の～とありますが、執務室階とは諸室性能目標の一般執務室および窓口執務室のことを指していると考えてよろしいでしょうか。	【別紙11 諸室等性能表】のフロア欄が8階以上となっている室が配置される階を指します。
11	発注仕様書	3	第1-5-(4)-ア	計画変更通知業務（想定2回分）とありますが、現時点でどのような変更を想定されていますか。	計画通知段階で未確定であり、建築基準法第18条第2項に規定する計画の変更が生じた場合を想定しています。
12	発注仕様書	8	第2-3-(2)-イ	計画建物は「横浜市一団地認定基準・連担建築物設計制度基準」を活用した認定を取得する前提ですが、建物の投影長さ70m以下の基準に対してはただし書きの適用をうける前提と考えて宜しいでしょうか？	お考えのとおりです。 詳細については、設計段階で関係機関と調整のうえ決定します。
13	発注仕様書	8	第2-3-(2)-イ	「横浜市一団地認定基準・連担建築物設計制度基準」では「外壁面からの水平距離が当該外壁面の高さの平方根の1/2以内で落下物のおそれのある部分においては、危険防止対策を講じなければならない。」とありますが、発注仕様書の条件に基づき32層程度の建物を計画し、地区計画で示された壁面後退を確保した場合、後退等で生じた空地部分については建築的対策を講じることが困難と考えられます。当該条項については建物の外壁側で対策を講じる前提と考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
14	発注仕様書	8	第2-3-(2)-イ	計画建物は「横浜市一団地認定基準・連担建築物設計制度基準」を活用した認定を取得する前提ですが、地下接続する既存建物（横浜アイランドタワー、公共駐車場）とは別棟として取り扱うことができると考えて宜しいでしょうか。既存に対する増築と考える必要がある場合、既存建物全体に対して生じる波及の対策は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。 ただし、詳細については、設計段階で関係機関と調整のうえ決定します。
15	発注仕様書	9	第2-5-(1)	計画建物側に面するアイランドタワーと地下鉄出入口の外装（窓・壁）の仕様をご教示ください。	※【回答添付資料】をご参照ください。 1 横浜アイランドタワー 立面図、外壁展開図等（01_図面等 01_横浜アイランドタワー） 2 みなとみらい線馬車道駅出入口 図面等はお示しできません。仕様等については、現地をご確認ください。
16	発注仕様書	10	第2-6	各種適用法令を「設計・施工者の責任において調査し」とありますが、各関係機関に対しての事前相談は可能でしょうか。	一般的な問い合わせについては、妨げるものではありません。
17	発注仕様書	12	第3-1-(1)	「協議により市が同等と認める方法などを採用できる」とありますが、提案作成時に市との協議は可能でしょうか。	「技術資料等」の作成時に市と協議することは不可とします。
18	発注仕様書	12	第3-1-(3)	バリアフリー法17条に基づくシンボルマークの取得までは不要と考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。 ただし、「発注仕様書(P12) 第3 1 (3)」に記載のとおり計画し、横浜市福祉のまちづくり条例第32条に基づく表示板の交付に必要な資料は作成してください。
19	発注仕様書	13	第3-1-(4)	「大規模災害時においても、発災後7日間業務が継続できる設備計画とすること。なお、災害時の想定在館職員数は、4,300人とすること。」とあるのは、4300人全てが7日間業務を継続できる必要がある、という意図でしょうか。	ご理解のとおりです。
20	発注仕様書	13	第3-1-(4)	災害時の想定在館職員数は、4,300人は、特別職を含む人数想定か否か、含まない場合は特別職の在館職員数をご教示ください。	特別職を含む人数想定となります。
21	発注仕様書	15	第3-2-(3)-ア	計画建物の方面別の歩行者数、ピーク率を想定されているようでしたらご教示ください。	具体的な想定はしていませんが、職員の通勤時間帯（8:10前後）がピークになると想定しています。 《参考》 職員の新市庁舎への通勤手段別比率の想定は、おおむね次のとおりです。 JR：60%、市営地下鉄：29%、みなとみらい線：6%、バス：4%、徒歩：1%
22	発注仕様書	16	第3-2-(3)-イ-(7)	桜木町駅方面からの連絡デッキとの2階デッキと接続部の高さがTP+10.1m程度とされていますが、当該接続部以外のデッキのレベル、およびこれに接続する2階床レベルに関する高さの制限等はございますか。	2階床レベルに関する高さの制限はありませんが、2階デッキ及び2階床レベルは、連絡デッキ接続部と同レベルが理想と考えます。バリアフリーや安全性などに配慮して計画してください。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
23	発注仕様書	16	第3-2-(3)-イ-イ	「アプローチは、車両出入りのピーク時においても、できる限り周辺道路への影響をおよぼさない配置や形態とすること」とありますが、これまでの自動車交通量、歩行者交通量を調査したデータはございますか。	データはありません。 なお、自動車の発生集中交通量については、現在の市庁舎の駐車場利用状況などを基に算出したものについて、【別紙30北仲通南地区大規模建築物に係る環境影響評価について】P2の注3)、注4)に記載しています。
24	発注仕様書	16	第3-2-(3)-ウ-イ	高層用エレベーター各基が交通計算により適切なサービスを確保できる前提で、中間ロビー階を設けてシャトルエレベーターを併用する形式とすることは可能でしょうか。	不可とします。
25	発注仕様書	19	第3-2-(5)-ア	市民利用部分への平時想定来館者数をご教示ください。	各機能については現在検討中のため、「想定来館者数」は示すことはできませんが、参考として本市の類似施設について、次のとおり、お示しします。 【市民協働スペース参考数値】 平成26年度横浜市市民活動支援センター施設・設備利用人数 49,775人/年 【展示スペース参考数値】 横浜市民ギャラリー1階月平均利用者数(平成26年11月～平成27年5月) 7,570人/月 【市民情報センター】 平成26年度横浜市市民情報センター来訪者数 111,644人/年 【市民相談室】 平成26年度市民相談室(横浜市役所1階)相談件数 6,989件/年 【市史資料室】 平成26年度横浜市史資料室入室者及び企画展示入場者数 5,203人/年 【証明書発行コーナー】 現在検討中であるため、参考となる数値はありません。
26	発注仕様書	20	第3-2-(5)-イ	「基準階の執務スペースの面積は、2,300㎡から2,500㎡程度を基本として計画すること」とありますが、上限値はありますか。	基準階の執務スペースの面積の上限値は特に定めませんが、「みなとみらい21中央地区と既存都心部である関内地区の結節点であることを象徴する超高層建築物(最高高さGL+150mから170m程度)」などの発注仕様書に記載の要件を満たす範囲で計画してください。
27	発注仕様書	20	第3-2-(5)-イ	基準階の執務スペースの奥行きが原則14m以上とありますが、上限値はありますか。	上限値は定めていませんが、執務スペースの機能性・快適性等に配慮した計画としてください。
28	発注仕様書	20	第3-2-(5)-イ	基本モジュール寸法を3.6mと定めていますが、それ以外のモジュールを選択することは可能でしょうか。	「発注仕様書(P20)第3-2-(5)イ」のとおりです。詳細については設計段階の協議によります。
29	発注仕様書	21	第3-2-(5)-エ	「半屋外空間とする際は、風、音、熱環境について考慮し・・・」とありますが、具体的な環境設定数値(要求水準)がありますか。	【別紙11 諸室等性能表】7/27を満たす計画としてください。
30	発注仕様書	22	第3-2-(5)-カ-イ	「表敬訪問時などの際に・・・特定利用者用EVからの動線に配慮した・・・」とありますが、この配慮とは、「披露できる場」を特定利用者EVの近傍に配置するということでしょうか。	近傍に配置することを限定するものではありません。セキュリティ区分、他動線との交錯などを考慮し、円滑な利用動線に配慮してください。
31	発注仕様書	23	第3-2-(5)-キ	地下2階公用車・議会関係者・商業施設用220台の内訳をご提示ください。	おおむね公用車用100台、議会関係車用100台、商業施設用20台を想定しています。
32	発注仕様書	23	第3-2-(5)-キ	公用車、商業施設用の機械駐車の一部をピット付きの三段式で提案することは可能でしょうか。	ピット付きの三段式は見込んでいません。詳細は設計段階で協議します。
33	発注仕様書	25	第3-2-(5)-ケ	商業施設用の発電機は設置スペースを低層屋上部分等に計画すればよろしいでしょうか。また、燃料については発電機への搭載型と考えてよろしいでしょうか。	設置スペースについての指定はありませんが、屋外に設置する場合は景観上の配慮が必要となります。また、搭載型ではなく燃料小出槽なども設置できるよう考慮してください。
34	発注仕様書	26	第3-2-(6)-ア	横浜市「緑の環境をつくり育てる条例」については対象敷地として「横浜アイランドタワー」と一体で考える必要がありますか。その場合、横浜アイランドタワーにおける緑化条例の前願の届出内容をご提示ください。	「横浜市一団地認定基準・連担建築物設計制度基準」を活用した認定を受けることを想定しているため、第1工区と一体で考える必要があります。横浜アイランドタワーの緑化協議の届出はありません。
35	発注仕様書	26	第3-2-(6)-ア	緑化施設を15%以上確保とありますが、条例上の緑化率部分(10%)も含んだ全体での緑化面積を15%以上確保するという認識で宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
36	発注仕様書	39	第3-3-(5)-ウ	津波による想定浸水深TP+4.3mは、計画敷地の地盤面から浸水深さに換算するとどの位となりますでしょうか。計画敷地地盤面のTPからのレベルをご教示ください。第3-1-(2)	【別紙3 建設予定地及び周辺測量図】に記載の数値は、TP表示となりますので、浸水深さは、記載の数値より想定してください。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
37	発注仕様書	41	第3-4-(1)	高層用エレベーターの交通計算が示されていますが、交通計算条件を満たせば要求水準を満たすということでしょうか。その場合、グランドロビーとは別に中間ロビー階を設定しシャトルエレベーターを併用する形式とすることは可能でしょうか。	交通計算条件だけでなく、発注仕様書に記載の内容を満たした計画としてください。ただし、シャトルエレベーターを併用する形式は不可とします。
38	発注仕様書	41	第3-4-(1)	エレベータかご内に空調機（エアコン）は不要としてよろしいでしょうか。	【別紙13 エレベーター機能等一覧表】に記載のとおり必要です。
39	発注仕様書	45	第3-5-(1)	横浜アイランドタワー、公共駐車場、及び馬車道駅との防災設備・監視設備の連系について、別紙38で記載されている取り付け部分の改修（接続先施設内の配管、配線工事、接続先受信機の改修）の計画のため、各施設の関連する既存設備図面をご提供願います。	※【回答添付資料】をご参照ください。 1 横浜アイランドタワー 自動火災報知設備、防排煙設備、非常放送設備、非常照明設備・誘導灯設備、駐車管制設備、監視カメラ設備、防災センター、消火設備、排煙設備の既存設備図面抜粋（01_図面等 01_横浜アイランドタワー） 2 みなとみらい線馬車道駅 みなとみらい線馬車道駅の既存設備図についてはお示しできません。 3 馬車道公共駐車場 馬車道公共駐車場の既存設備図についてはお示しできません。
40	発注仕様書	48	第3-5-(8)-ア	指定数量の有利さを考慮して、発電機の燃料としてA重油（指定数量：2000L）の採用は可能でしょうか。	不可とします。
41	発注仕様書	49	第3-5-(8)-ウ	燃料電池は屋外に設置するものと考えてよろしいでしょうか。また、設置に必要なスペース等（縦×横×高さ、保安距離、重量など）をご教示ください。	設置場所についての指定はありませんが、屋外に設置する場合は景観上の配慮が必要となります。また、燃料電池設備は本件工事の発注範囲に含まれますので、設置に必要なスペースは性能を満足する範囲で計画してください。
42	発注仕様書	49	第3-5-(9)	各階に設ける19インチラックについては執務室内に設置される想定でよろしいでしょうか。また、19インチラックの必要電源容量については、諸室等性能表（別紙11）に記載の一般執務室のコンセント電源に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	19インチラックはEPSに設置するものとして計画してください。また、一般執務室のコンセント電源とは別でお考えください。
43	発注仕様書	53	第3-5-(15)	テレビ共同受信設備のCSアンテナは、BS/110度CSアンテナと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
44	発注仕様書	62	第3-5-(30)	危機管理システムの機器設置場所や必要電源容量についてご教示ください。	設置場所は、【別紙11 諸室等性能表】の諸室等性能表（行政）- 危機管理関係諸室等に示す各諸室及び諸室等性能表（行政）- 庁舎管理関係諸室等に示すサーバー室を想定しています。また、必要電源容量は240kWを想定しています。
45	発注仕様書	62	第3-5-(31)	環境監視設備の機器設置場所や必要電源容量についてご教示ください。	設置場所は、【別紙11 諸室等性能表】の諸室等性能表（行政）- 執務室等に示す環境創造局監視センター及び環境創造局監視センターサーバー室を想定しています。また、必要電源容量は40kWを想定しています。
46	発注仕様書	64	第3-6-(2)	熱源設備のESP計画条件（別紙7）において、地域停電時には横浜アイランドタワーにCGS電力を供給するとありますが、その供給電力容量に指定はありますか。また、停電時の市庁舎への電力供給は考慮しなくてよろしいでしょうか。	地域停電時にはコージェネレーション設備の発電電力は全電力を横浜アイランドタワーに供給します。その容量は1,000kW以上としてください。ただし、市庁舎の非常用発電機が機能しない場合などには、市庁舎への供給に切り替えることも可能なように計画してください。
47	発注仕様書	66	第3-6-(6)	・将来設置されるCEMSと、今回設置するBEMSとの連携を行なう際に必要となるgatewayは別途工事と考えてよろしいでしょうか。	本工事には含まれません。
48	発注仕様書	67	第3-6-(7)-ア	「給水負荷変動に考慮した計画とすること」とありますが、具体的にはどのような変動を指しているのでしょうか。	市庁舎における季節変動、一日の時間変動などです。
49	発注仕様書	68	第3-6-(7)-ウ	下水再生水の使用可能容量（リットル/分、m3/日）をご教示ください。	180m3/日程度で送水する計画です。
50	発注仕様書	68	第3-6-(7)-(10)	下水再生水の水質は、「雑排水の水質（参照）」同等と考えてよろしいですか？	「雑用水の水質（参照）」同等と考えてください。ただし、利用時には残留塩素について建築物環境衛生管理基準を満たすこととしてください。
51	発注仕様書	69	第4-1-(2)-イ-(ア)	現場代理人と監理技術者の兼任は可能でしょうか。	工事請負契約約款（設計・施工一括）第11条の3(A)及び(B)のとおりです。
52	発注仕様書	69	第4-1-(2)-イ-(ア)	現場代理人の資格要件がありましたらお示しください。	資格要件はありませんが、「発注仕様書（P69）第4 1 (2) イ (ア)」を満たす必要があります。
53	発注仕様書	69	第4-1-(2)-イ-(ア)	現場代理人の変更について、制約がありましたら条件等をお示しください。	制約はありません。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
54	発注仕様書		敷地内	敷地内の水道・下水道・ガス等の配管・樹等の地中にある建築設備系の撤去は本工事に含むのでしょうか。	含まれます。
55	別紙		別紙3	建設予定地内に道路状のものが記載されていますが、開発行為に該当する廃道手続きは発生しないと考えて宜しいでしょうか。	本計画は市街地再開発事業のため開発行為には該当しません。 なお、廃道の手続きは完了しています。
56	別紙		別紙3	各ポイントに記載の表記（+3.09等）はT P基準の地盤高さという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
57	別紙		別紙5	「既存モニュメントの保管先からの移動、再設置」の詳細（サイズ・重量・運搬先等）を具体的にご教示ください。	【別紙29 工作物及び地中埋設物位置図】17/24を参照ください。運搬先については建設予定地から10km以内の市所有地を想定しています。
58	別紙		別紙5 別紙6	別紙5の通り、サイン工事の設計・監理は全てA工事設計者・監理者となるが、施工に関しては別紙6で示された電源工事、配管工事、支持架台、基礎工事等の部分を除いて全て別途工事の扱いとなる、という理解で宜しいでしょうか。	【別紙6 施工・見積区分表】の別途工事-サインの列に○印のあるものが別途工事となります。
59	別紙		別紙7 E P S	アイランドタワーに熱源を供給するに当たり、取り合い位置が確認できません。また、配管を通すルートが不明です。ご教示ください。	【別紙34 横浜アイランドタワー設備図】を参考に計画してください。
60	別紙		別紙7 E P S	アイランドタワー内の熱源撤去工事等は本工事でしょうか。E S P工事でしょうか。ご教示ください。	別途横浜アイランドタワー側工事となります。 本件工事の発注範囲、E S P工事には含まれません。
61	別紙		別紙8 自動制御	「当該エリアにサービスする設備の自動制御はA工事」とありますが、R S盤以降の配線工事のみをA工事と考えてよろしいでしょうか？ また、当該エリアおよび商業エリアにて想定する中央監視の点数をご教示ください。	ご指摘のとおりです。当該エリアにサービスする設備の自動制御は当該工事とします。当該エリアの中央監視ポイントは計画によります。商業エリアに関する中央監視ポイントは各テナント10点を見込んでください。
62	別紙		別紙11	共用部の各階廊下幅について特に要求水準はないということでもよろしいでしょうか。	発注資料に記載された内容の他、バリアフリーの視点や、各階の利用者数、台車の通行及び配置される諸室等の特性などに配慮し、適正な廊下幅を確保してください。
63	別紙		別紙11	行政—般執務室等で天井高さが明記されていますが、天井を設けることが必須ということでしょうか。	【別紙11 諸室等性能表】によりますが、詳細は設計段階に協議します。
64	別紙	6/27	別紙11	リフレッシュスペース（小規模）を9階以上各階に設置、休憩室をエレベーター乗継階などに設置とありますが、休憩室の設置される階にもリフレッシュスペースは必要でしょうか。	必要です。
65	別紙	6/27	別紙11	サーバー室に設置するサーバーの重量等を教えてください。 また、フリーアクセスフロアの仕様は1/27に記載のある一般部の仕様と同じで宜しいでしょうか？	設置するサーバーについては検討中のため、床荷重の範囲内の重量として想定してください。 また、目的・機能・使用形態及びその他設計条件事項欄に「フリーアクセスフロア」と記載のある室は、【別紙11 諸室等性能表】1/27の二重床についての説明で「（フリーアクセスフロアと記載のある室）」と記載された内容を満たす仕様とします。
66	別紙		別紙11	特記の無い流し台について、下部収納及び吊戸棚はないものと考えて宜しいですか？	特記の無い流し台についても、【別紙12 水廻りグレード表】流し廻りに記載のとおり、流し台は下部扉付、吊戸棚設置となります。
67	別紙	11/27	別紙11	市長執務室の非常時の安全性確保に十分配慮することとありますが、どの程度の対応が必要ですか？ 例えば防弾ガラス対応等、想定されているものがあればご教示ください。	避難経路の複数確保のほか、監視カメラ等セキュリティ設備の設置などを想定しています。
68	別紙	7/27 12/27	別紙11	7/27、12/27ページに展示ブースとあり、同じ設置階となっておりますが重複していると考えて宜しいでしょうか？	重複ではありません。【別紙11 諸室等性能表】12/27の展示ブース（ガラスショーケース）のフロアを8階に修正します。
69	別紙		別紙11	発注仕様書の第3-1-(1)一般事項の記載事項をふまえ、3階の特高電気室（特別高圧主開閉所）は供給事業者との協議により4階より上階に設置することも可能と考えられますか。	具体的な設置階については、電気事業者との協議及び設計協議によります。
70	別紙		別紙16	「※現況歩道切下げ位置」とありますが、現況は歩道の切下げが存在しないと思われま。またピンク色で示した交差点と上記切下げの位置関係を示す5,700と記載された寸法線の反対側の端部が差している箇所が不明です。	現況歩道切下げ位置の表記は誤りではありません。必要に応じて現況をご確認ください。また、5,700と記載された寸法線の矢印のない端部は紙面ピンク色の横断歩道の左端を示します。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
71	別紙		別紙32	公共空地Bの広場（面積約900㎡）とは北仲通南地区再開発地区計画計画図で示されている横浜アイランドタワーの栄本町線を挟んだ反対側（北側）の領域を示していると考えて宜しいでしょうか。あるいは本計画地内の水辺広場、橋詰広場、アトリウム前後の広場等を指していますか。	お考えのとおり、公共空地Bは、横浜アイランドタワーの栄本町線を挟んだ反対側（北側）の領域を指します。
72	別紙		別紙32	別紙32の中で示されている「敷地面積」は別紙1で定義された計画敷地の面積ではなく、横浜アイランドタワー建設地を含めた街区全体の面積を指していると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。 【別紙32 北仲通南地区再開発地区計画区域内における建築基準法第68条の3第1項に基づく認定基準】に記載される「敷地面積」は、「発注仕様書(P6) 第2-1(1)イ」に示す区域面積を指します。
73	別紙		別紙32	割増率V1における面積値aの算定根拠となる「屋外の有効空地」は敷地周辺の歩道状空地部分、および公共空地を指しているのでしょうか。また面積値aの「屋内の有効空地」とはどこを指しているのでしょうか。計画上、低層部の面積の制約があるのでしょうか。	屋外の有効空地及び屋内の有効空地は、横浜市特定街区運用基準を準用して設けられた敷地内の空地部分を指します。公共空地は含みません。計画上、低層部の面積の制約はありません。
74	別紙		別紙41	業務体制図における施工段階で、「設計者」と「監理者」がオーバーラップして書かれていますが、当該「監理技術者」は「自社で設計を行う」場合は、自社内別人員でよろしいのでしょうか。同じく「自社で設計を行わず、別事業者へ委託」の場合は別事業者内別人員もしくは自社内別人員でよろしいのでしょうか。	【別紙41 業務体制図】の施工段階の設計者と監理者の関係については、【別紙43 監理者・監督員の体制】によります。なお、管理技術者又は管理技術者と共に設計業務に携わった主要な技術者が工事監理業務のうち設計意図伝達等の業務を行うこととします。
75	別紙		別紙42	「デザイン監修者業務体制表に示すこと」とありますが、デザイン監修者の資格要件等の条件はありますか。特になければ、デザイン監修者に対する評価等は行わないということでしょうか。デザイン監修者に対する評価がある場合は、どのような要件について評価がなされるのでしょうか。	評価等については、実施要領書のとおりです。なお、デザイン監修者については、【別紙42 設計体制】のとおりとし、役割に相応しい職能を備えた人物を期待しています。
76	別紙		別紙42	デザイン監修者の途中変更について、制約がありましたら条件等をお示しください。	技術提案作成段階から工事完成まで一貫した監修を考えています。正当な理由により市監督員が認めた場合は変更することができます。
77	発注仕様書	1	第1-1-(1)	本発注仕様書に示す要求水準は、市が本工事に求める施設の守るべき基準を規定するものであるとありますが、別紙も含め要求水準と考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。発注仕様書の別紙リストに示す別紙1から別紙46は要求水準となりますが、同リストの参考1から参考8については要求水準を満たすうえでの参考資料となります。
78	発注仕様書	2	第1-4-(1)-イ	馬車道駅接続に伴う駅側の躯体開口及び設備関係の設計については横浜高速鉄道株式会社との協議の上決定する、とありますが、この工事の設計・監理業務の発注者は横浜高速鉄道株式会社で、本体工事の設計・監理業務には含まれないと考えてよろしいですか。	発注者は市で、【別紙5 全体所掌区分表】に記載のとおり、本件工事の発注範囲に含む業務です。具体的な設計業務については、横浜高速鉄道株式会社との協議によります。
79	発注仕様書	3	第1-5-(4)-ア	計画変更通知業務(想定2回分)とありますが、想定を超えた回数計画変更通知業務が発生した場合は、別途業務と考えてよろしいですか。	変更の回数によらず本件工事の発注範囲の業務に含みます。
80	発注仕様書	4	第1-6-(1)	実施設計終了時に詳細内訳書を提出した後、実施設計について承認をいただけた場合で、その金額に変更がある場合は、請負代金変更契約を締結していただけると理解してよろしいですか。また、その場合は、工事請負契約約款の20条の「設計変更」に基づく請負代金変更(25条)と理解してよろしいですか。	「発注仕様書(P70) 第4-1(2)ウ」によります。なお、発注仕様書等の条件などが変更とならない限り請負代金の変更を伴う契約の変更は行いません。また設計変更を行う場合は、工事請負契約約款(設計・施工一括)のとおりとします。
81	発注仕様書	4	第1-7-①	契約書類の構成及び優先順位①に記載がある「特約条項」について、内容をお知らせください。	各会計年度の支払限度額等を記載した請負代金の支払に関する特約条項、総合評価一般競争入札による契約に関する特約条項(技術提案等が達成されなかったときの違約金について記載しているもの)等があります。
82	発注仕様書	6	第2-1-(1)-イ	建設予定地面積が約13,486㎡とありますが、別紙4に示された面積は13,486.05㎡です。別紙4を正と考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。
83	発注仕様書	7 91	第2-2-(7) 第5-2-(1)	P7 第2-2-(7)に記載の発掘調査に伴い建設予定地外周に設けられている仮囲いについて、 1 P91 第5-2-(1)に記載の建設予定地の周辺に市が設置される仮囲いの事を指すのですか。 2 仮囲いの範囲は敷地外周全てに設けられているとしてよろしいですか。 3 ゲート(1か所)の位置及び幅については御打合可能ですか。	1 ご理解のとおりです。 2 【別紙29 工作物及び地下埋設物位置図】18/24、19/24 舗装平面図の撤去済舗装(予定)範囲に示すオレンジ色の枠線部分に設置する予定です。 3 設置位置は栄本町線側の既存出入口部に設け、幅6.3mを予定しています。再設置等を行う場合は、落札者の負担により行ってください。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
84	発注仕様書	7 8	第2-2-(7)	建設予定地で市の事前発掘調査により設置した仮囲いを締結後維持管理を引き継ぐとありますが、工事着工までの期間の保守点検のみで撤去費や仮囲いの損料は別途でよろしいですか。	「発注仕様書(P7) 第2 2 (7)」によります。仮囲いの損料は不要です。管理を引き継いだ仮囲いの盛り替え、追加、補強、管理、撤去等は本件工事の発注範囲に含まれます。
85	発注仕様書	8	第2-2-(8)	運搬保管する現存オブジェは、「別紙3」に記載があるアイランドタワー側の外部にある物のみとしてよろしいですか。その他運搬保管する必要がある物がある場合、数量・寸法・重量が確認できる資料をご提示頂けますか。	【別紙29 工作物及び地下埋設物位置図】1/24 整備範囲に「オブジェ」と記載のあるものです。その他運搬保管を必要とするものはありません。
86	発注仕様書	8	第2-2-(8)	旧庁舎より移設が必要なものは無しと考えてよろしいですか。	本件工事の発注範囲で移設を予定しているものはありません。
87	発注仕様書	9	第2-5-(1)	各所接続工事に関して、市営駐車場及び馬車道駅1A出口付近接続部の既存図(意匠・構造・電気・設備)をご提示ください。	みなとみらい線馬車道駅及び馬車道公共駐車場の既存図(意匠、構造、電気、設備)についてはお示しできません。
88	発注仕様書	9 10	第2-5-(1)	各所接続工事でアイランドタワー、馬車道駅地下道、公共駐車場の接続口貫通による解体工事は、夜間工事と考えてよろしいですか。	夜間工事を想定しています。なお、具体的な施工計画に関しては各施設管理者と協議を行います。
89	発注仕様書	12	第3-1-(1)	本発注仕様書の他、「新市庁舎整備基本計画」における「新市庁舎の整備基本方針」の内容を十分に踏まえた計画とすること、とありますが、「新市庁舎整備基本計画」以外にもこれまでに公表された資料(新市庁舎整備計画概要等)があります。これらに記載された内容は、今回の提案を拘束しないと考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。
90	発注仕様書	12	第3-1-(1)	「第2 本工事における条件」、「第3 本施設整備の要求水準」及び諸室等性能表などに記載している階数については、……各諸室等の機能など、協議により市が同等と認める場合は記載の階数によらず計画できるものとする、とありますが、今回の提案でも同等と認められると想定できるものについては、記載の階数によらず計画して良いと考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。技術提案時に提出された補足説明資料をもとに、設計段階に協議を行います。
91	発注仕様書	13	第3-1-(6)	建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)で☆☆☆☆以上、CASBEE横浜による環境性能総合評価でSランクの性能を有する建物とすること、とありますが、第三者機関による認証は不要と考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。ただし、建築物環境配慮制度については、「発注仕様書(P81) 第4 2 (5)ウ」に記載のとおり、同評価制度による認証に必要な申請資料を作成してください。
92	発注仕様書	13	第3-1-(6)	ESPより供給を受ける熱の一次エネルギー換算値は1.18GJ/GJとすることとありますが、これは熱源の提案如何に抛らず、一次エネルギーの計算には一律この値を用いる、ということですか。	提案時の計算は一次エネルギー換算値1.18GJ/GJ としてください。
93	発注仕様書	15	第3-2-(2)	危機管理機能を維持するために必要である主な電気室・機械室は、原則として4階以上に設置とありますが、上水槽・雑用水槽も同様の考え方でよろしいですか。	TP+4.3mまでの浸水に対しても、上水、雑用水の供給が可能な計画としてください。上水槽については浸水しない計画としてください。
94	発注仕様書	16	第3-2-(3)-イ (7)	桜木町駅方面からの連絡デッキの接続場所について、具体的な位置指定があればご指示ください。また2階デッキの北仲通北地区への接続場所についても、同様に位置指定があればご指示ください。	桜木町駅方面からの連絡デッキの接続場所、2階デッキの北仲通北地区への接続場所ともに具体的な位置は未定です。なお、設計段階において具体的な位置をお示しします。
95	発注仕様書	20	第3-2-(5)-イ	基準階の執務スペースの面積は、2,300㎡から2,500㎡程度を基本として計画すること、とありますが、ここで言う「程度」の許容範囲をご指示ください。	「程度」の許容範囲は特に定めませんが、「みなとみらい21中央地区と既存都心部である関内地区の結節点であることを象徴する超高層建築物(最高高さGL+150mから170m程度)」などの発注仕様書に記載の要件を満たす範囲で計画してください。
96	発注仕様書	20	第3-2-(5)-ウ	海外との交流に配慮した計画とすることとありますが、具体的にどのような配慮を想定すればよろしいですか。ご指示ください。	【別紙11 諸室等性能表】に記載の、議場(国旗や市旗掲揚設備)、放送室(同時通訳用ブース)、迎賓用応接室、視察受入・迎賓用会議室など、海外からの賓客対応を想定してください。
97	発注仕様書	23	第3-2-(5)-キ	駐車場の台数の内訳で、サービス用22台程度とありますが、サービス用とは荷捌き駐車場のことですか。「横浜市駐車場条例」によると、荷捌き駐車場としての車室は10台分見込めばよいと、残りの12台は通常の車室をサービス用として確保する、と考えればよろしいですか。	サービス用は荷捌き駐車場で、荷捌き駐車場としての車室が22台分程度必要とお考えください。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
98	発注仕様書	25	第3-2-(5)-ケ	「換気用増強機器を設置できるように計画すること。」とありますが、想定増強容量をご指示ください。(風量や換気回数など)	執務室については、各フロアの執務面積の10%程度が会議室に変更されることを想定してください。 商業エリアは、物販店から飲食店への変更など商業形態の構成の変更に柔軟に対応できるよう、C工事で設置する厨房給排気、特殊排気などの機器、ダクト等の設置スペースを想定した計画としてください。
99	発注仕様書	26	第3-2-(6)-ア	ビル風の対策についての記載がありますが、別紙30の環境影響評価比較資料p.10にて記載されている大岡川護岸北部周辺の防風植栽(高さ10m、樹冠の広がり8m)はビル風の対策として、必須ですか。	防風植栽(高さ10m、樹冠の広がり8m)は、必須ではありません。 ただし、風環境については、【別紙30北仲通南地区大規模建築物に係る環境影響評価について】第2章におけるケース②の予測結果から逸脱しないことを確認してください。
100	発注仕様書	31	第3-2-(8)	建物内への水の流入を防ぐため、防潮板などの浸水対策を講じることとありますが、横浜市ハザードマップでは浸水の恐れのある範囲に該当しません。どのような場合の浸水を想定すればよろしいですか。	ハザードマップでは、浸水想定区域には該当しませんが、浸水の恐れのある区域には含まれています。また、高潮警戒区域に含まれています。 津波対策についても考慮しながら、出入口の設置位置(レベル)などを踏まえ、総合的に計画してください。
101	発注仕様書	38	第3-3-(5)-ア-(エ)	入力地震動作成について、「参考4 参考地震波」の作成の際に用いた地下構造モデルは提供して頂けるのですか。	【参考4 参考地震波】の作成に用いた地下構造モデルは提供できません。
102	発注仕様書	38	第3-3-(5)-ア-(ウ)	大正関東地震と元禄関東地震の震源モデルは「横浜市地震被害想定調査報告書」からの読み取りですか。もしくはデジタルデータを提供して頂けるのですか。	「平成24年 横浜市地震被害想定調査報告書」から読みとってください。
103	発注仕様書	38	第3-3-(5)-ア-(ウ)	都心南部直下地震は各自設定ということではよろしいですか。	都心南部直下地震について、建設予定地の工学的基盤における予測波形データを提供します。※【回答添付資料】(03_構造)をご参照ください。 なお、提供する加速度波形に、長周期地震動の予測波形をハイブリッド合成する必要はありません。
104	発注仕様書	39	第3-3-(5)-イ	東海、東南海及び南海の3連動地震を想定した地震動のデータは提供して頂けるのですか。	東海、東南海及び南海の3連動地震を想定した地震動のデータは提供できません。
105	発注仕様書	47	第3-5-(6)-ア	「参考3」資料では、3階、4階に各々、特高電気室が有りますが、ESP用の特高受変電設備は、建屋側にて見込むことではよろしいですか。	特高受変電設備は本件工事の発注範囲として建物内に設置する計画としてください。 ESPへの電源供給は本体工事の特高受変電設備より、高圧配電にて供給する想定です。 なお、【別紙11 諸室等性能表】のとおり、3階は特高主開閉所、4階は特高受変電室と想定しています。
106	発注仕様書	47	第3-5-(6)-ア	ESP用高圧変電設備に関しては、ESP側工事と考えてよろしいですか。 ※別紙7の系統図に記載なし	お考えのとおりです。
107	発注仕様書	48	第3-5-(6)-ア	非常用の「仮設電源引込設備」とは、電力会社供給規定「臨時電力C」の6kV高圧と考えてよろしいですか。又は、特高電気室までの引込み管路構築程度と考えてよろしいですか。 「仮設電源引込設備」の場合、仮設ケーブル引込口から特高電気室までの館内幹線と引込口のケーブル接続端子を事前に用意は可能ですが、取引用計器に関しては、事前に用意することは難しいので、申込み後受電するまでにVCTの製作期間が必要になるかと思われます。また、高圧だと2000kWが上限と思われます。	引込管路だけでなく、6kV高圧で2,000kWを受電する設備として計画してください。
108	発注仕様書	48	第3-5-(6)-ア	非常用発電機電源車接続設備の必要容量はどれほどになりますか。 (一般的なリース向け移動電源車は単機で1500kVA以下となります。)	6kV高圧で3,200kWを受電する設備として計画してください。
109	発注仕様書	49	第3-5-(8)-ウ	燃料電池の機器設置・接続・調整工事は別途工事と考えてよろしいですか。 (「参考仕様」という記載なし)	燃料電池の機器設置・接続・調整工事は本件工事の発注範囲に含みます。
110	発注仕様書	50	第3-5-(10)-イ	情報通信設備の中心となるネットワークラック設置場所はどこになりますか。 (中心の場所にケーブルラックの集約化が必要かと思われます。)	ネットワーク機器を収納するラックなどの設置位置はE P Sとしてください。
111	発注仕様書	50	第3-5-(10)-イ	電話交換設備の配線は、メタル幹線を含めて別途と考えてよろしいですか。	幹線を含めて別途工事としてください。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
112	発注仕様書	52	第3-5-(14)-ウ	PHS設備は別途工事と考えますが、よろしいですか。また、別途の場合、各種呼出し設備との連動の責任区分はどのようになりますか。	PHS設備は別途工事です。また、連動の責任区分については、構内交換設備側のインターフェースは構内交換設備とし、インターフェースに接続するまでを各種呼出し設備としてください。
113	発注仕様書	51	第3-5-(11)-イ 第3-5-(12)-イ	マルチサインシステム・映像音声システムの中央装置の設置場所はどこを想定されますか。また、マルチサインを中心とした映像信号はアナログとデジタルのいずれですか。(マルチサイン・映像音声システムの中央装置付近にTV共聴のヘッドエンド設備設置を想定します)	マルチサイン設備の中央装置は中央管理室への設置を想定しています。映像・音響設備の装置は、対象となる各室の室内もしくは機能的に満足する隣接した室への設置を想定しています。また、マルチサイン設備を中心とした映像信号の種別は原則デジタル信号としてください。
114	発注仕様書	56 66	第3-5-(20) 第3-6-(6)	停復電制御設備が機械設備の自動制御設備の仕様として記載されていますが、電力監視設備にて行うこととしてよろしいですか。	機械設備の監視及び制御に関する停復電処理は自動制御設備で行ってください。電気設備の停復電制御については電力監視設備及び受変電設備で行えるようにしてください。
115	発注仕様書	56 66	第3-5-(20) 第3-6-(6)	機械設備の仕様と同様に電力監視設備の仕様にもBEMSの設置が謳われていますが、共通のBEMSシステムとして構築してもよろしいですか。	個別で構築することを想定してください。なお、連携についても考慮してください。
116	発注仕様書	65	第3-6-(3)	「将来的な局所負荷増加に対応すること」とありますが、想定増強容量をご指示ください。(発熱負荷想定など)	各フロアの執務面積の10%程度が会議室に変更されることを想定してください。
117	発注仕様書	68	第3-6-(11)	ガスの引き込みは中圧ガス系統となっていますが、別紙5「全体所掌区分表」によると、ESP事業のガス引き込みは単独系統で別途工事(ESP工事)となっています。また、諸室等性能表によると、市庁舎内のガス要求室は、飲食店舗のみです。ガスは低圧で引き込む計画としてもよろしいですか。	低圧で引き込むことは不可とします。
118	発注仕様書	75	第4-1-(4)-イ (イ)	パンフレットについて、両面印刷三つ折り展開サイズA4に工事概要・図面・パースを配置する程度の内容に関するデータ作成のみと考えてよろしいですか。	A4サイズ10ページ以内に、工事概要・図面・パース等を配置したものを、設計段階に1度、施工段階に1度、竣工時に1度作成することを想定しています。データ作成のみです。
119	発注仕様書	75	第4-1-(4)-イ (イ)	工事記録(ナレーション付きビデオなど)について、工事中の施工画像及びパース、完成状況に対する45分程度のナレーション付きDVDに関するデータ作成のみと考えてよろしいですか。	設計段階の打合せ等の画像・動画、工事中の施工画像・動画、パース及び完成状況に関する60分程度のナレーション付き動画データを作成し、編集前の画像・動画データと併せて提出することを想定しています。具体的な内容・構成等については市監督員との協議によります。データ作成のみです。
120	発注仕様書	76	第4-1-(6)	「(6) 近隣」記載の業務については、工事請負契約約款29条を排除する趣旨ではなく、費用が生じた場合は同条に準拠してその負担を判断するという理解でよろしいですか。	費用負担は、【別紙6 施工・見積区分表】のとおりです。なお、工事の実施について第三者に損害を及ぼした場合は工事請負契約約款(設計・施工一括)第29条によります。
121	発注仕様書	81	第4-2-(5)-ウ	指定性能評価期間、国土交通大臣認定などの申請手数料は本工事に含むものとする。変更があった場合も同様とする。とありますが、変更については、何回分を想定しておけばよろしいですか。また、想定外の申請手数料及び変更手続きに伴う設計業務の費用につきましては、別途との理解でよろしいですか。	変更の回数によらず申請手数料は本件工事の発注範囲に含むものとします。また、申請手数料及び変更手続きに伴う設計業務の費用の考え方については、工事請負契約約款(設計・施工一括)及び【別紙10 リスク分担表】によります。
122	発注仕様書	88	第4-4-(3)-カ (イ)	内装モックアップ(基準階事務室8m×8m、廊下、便所(男女とも))について、内装工事の先行施工による現地モックアップでの対応でよろしいですか。	先行施工による現地モックアップ対応も可とします。ただし、市監督員による指摘があった場合は、落札者の負担で先行施工の是正を行ってください。また、是正による工期の延長は無い工程計画としてください。
123	発注仕様書	89	第4-4-(6)-ア	別途工事に関する総合管理業務について、 ・別途工事に関する性能検証業務 ・別途工事に関する取扱説明書の作成と説明 ・別途工事に関する品質管理に係る業務 については管理責任を負いかねますので、総合管理業務対象外と考えさせて頂いてよろしいですか。又、総合管理業務について、別途工事業者より安全衛生維持及び総合管理に関する共益費の徴収を妨げるものではないと考えてよろしいですか。	質問内容の別途工事に関する総合管理業務については、次の内容を業務対象としてください。 ・別途工事に関する性能検証業務の調整及びとりまとめ ・別途工事に関する取扱説明書の調整及びとりまとめ ・別途工事に関する品質管理に係る業務の管理 また、安全衛生維持及び総合管理に関する共益費の徴収は認めません。
124	発注仕様書	91	第5-2-(1)	解体工事に際し敷地外周に設けて頂く仮囲及びゲート1基以外の御支給品はなしと考えてよろしいですか。	発掘調査に伴い設置する仮囲いとゲート1基を落札者に引き継ぎます。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
125	発注仕様書	89	第4-4-(6)-ウ	【別紙31】土壌調査報告書に記載外の汚染土壌が発生した場合、その費用と工期は別途として見積を致しますがよろしいですか。	土砂検定等の分析結果により土の受入先や処理費用が異なるため、発注仕様書のとおり費用負担も含め別途協議のうえ決定します。汚染土処理費用が発生した場合は設計変更の対象とします。
126	別紙	5 1/1	全体所掌 区分表	各所接続工事対象施設及び大岡川護岸管理者、地下鉄道事業者との事前協議による指導事項がありましたら協議記録をご提示ください。	発注仕様書に示す以上の事項等については、今後詳細協議を行う必要があります。 なお、鉄道事業者については、「(公財)鉄道総合研究所編 都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル」の近接範囲などに準拠した協議が想定されます。
127	別紙	5 1/1	全体所掌 区分表	特殊設備の工事区分で、構内交換設備、マルチサイン設備、映像・音響設備、監視カメラ設備、駐車管制設備、防犯・入退室管理設備、議場設備、委員会室設備に関して設計所掌はA工事設計者となっていますが、今回の入札の見積額には含まないことよろしいですか。	【別紙5 全体所掌区分表】でA工事設計者、A工事監理者、A工事施工者の区分に含まれる内容は本件工事の発注範囲に含みます。
128	別紙	6 1/11	1-1A	起工式以外の式典・祝賀会の開催運営及び費用負担については別途としてよろしいですか。	現在のところ、起工式以外の式典・祝賀会の開催は想定していません。
129	別紙	6 1/11	1-1B	別途工事業者の作業員休憩所、工事車両駐車場、仮囲いの維持管理、発生材の取り纏め調整、敷地周辺の清掃・保守・整備について、別途工事業者より安全衛生維持及び総合管理に関する共益費の徴収を妨げるものではないと考えてよろしいですか。	費用負担は原則として、【別紙6 施工・見積区分表】1-1Bの区分によるものとします。 なお、上記に記載のないものについては、監督員も含め協議するものとします。また、安全衛生維持及び総合管理に関する共益費の徴収は認めません。
130	別紙	6 1/11	1-1B-6	6警備員及び守衛所の設置、警備について、別途業者の専用によるものは別途業者の費用負担としてよろしいですか。	原則として本件工事の発注範囲に含みますが、A工事及び別途工事の設計段階で協議します。
131	別紙	6 1/11	1-1B-15	15建設発生土の処理整地について、別途業者により発生したものは別途業者の費用負担としてよろしいですか。	原則として本件工事の発注範囲に含みますが、A工事及び別途工事の設計段階で協議します。
132	別紙	6 1/11	1-1B-22	22仮設昇降、揚重設備用の補強工事について、別途業者の専用によるものは別途業者の費用負担としてよろしいですか。	本件工事の発注範囲に含みます。
133	別紙	6 1/11	1-1B-32	32揚重設備の手配・設置・オペレーターの配備について、別途業者の専用による揚重に関連するものは別途業者の費用負担としてよろしいですか。	原則として本件工事の発注範囲に含みますが、A工事及び別途工事の設計段階で協議します。
134	別紙	6 1/11	1-1B-34	34仮設昇降機の手配・設置・オペレーターの配備について、別途業者の専用による揚重に関連するものは別途業者の費用負担としてよろしいですか。	原則として本件工事の発注範囲に含みますが、A工事及び別途工事の設計段階で協議します。
135	別紙	6 1/11	1-1B-36 1-1B-37	36本設昇降機の養生・37本設昇降機のオペレーター配備・本設昇降機の養生・保守・点検について、別途業者の専用による揚重に関連するものは別途業者の費用負担としてよろしいですか。	原則として本件工事の発注範囲に含みますが、A工事及び別途工事の設計段階で協議します。
136	別紙	6 2/11	1-1D	指定部分(部分引渡範囲)の電力及び上下水道、ガスの基本料金及び使用料金について、仮使用開始後は別途としてよろしいですか。	部分引渡し後の基本料金は市負担とします。 部分引渡し後の各工事に関わる使用料金については、各工事毎の負担とさせていただきます。
137	別紙	6 2/11	1-1D	下水再生水の使用可能水量をご指示ください。	180m3/日程度で送水する計画です。
138	別紙	6 2/11	1-1D	上下水道引込加入金・納付金のうち、加入金は市負担、納付金はA工事となっていますが、納付金の金額をご指示ください。	手数料(設計審査、完了検査)及び路面復旧監督費を想定しています。 手数料(税込)は、給水管口径50mm以下:10,500円、75mm以上:35,300円になります。 路面復旧監督費は計画によります。
139	別紙	6 2/11	1-1D-11	ガス引き込み負担金がA工事となっており、ガス供給会社と協議となっていますが、個別でガス会社に問い合わせてもよろしいですか。	ガス引き込み手続きはA工事、負担金は市負担とします。
140	別紙	6 3/11	1-1F	土砂受け入れ先との協議の結果、追加の土砂検定が必要になった場合A工事とされていますが、その費用と工期は別途として見積を致しますがよろしいですか。	発注仕様書、【別紙5 全体所掌区分表】及び【別紙6 施工・見積区分表】のとおり、費用と工期はA工事に含みます。土壌汚染対策法の区域指定を解除する場合、解除した単位区画については土砂検定が必要になると想定しています。
141	別紙	6 3/11	1-1F	近隣対策業務及び業務に伴う費用、補償費について、工事により必要となったものはA工事とされていますが、善管注意義務を果たしたうえで発生したものは別途として見積を致しますが、よろしいですか。	【別紙10 リスク分担表】のとおりです。
142	別紙	6 3/11	1-1F-6 1-1F-7	近隣対策について生じた費用の負担については、工事請負契約約款29条に基づくという理解でよろしいですか。	費用負担は、【別紙6 施工・見積区分表】のとおりです。 なお、工事の実施について第三者に損害を及ぼした場合は、工事請負契約約款(設計・施工一括)第29条によります。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
143	別紙	7 1/4	計画要件	「電力は横浜市庁舎より供給を受ける」とありますが、ESP事業者が利用した電力量を(テナントの計量のように)計量し、横浜市庁舎側からESP事業者へ使用電気代請求をするという形を想定しているという解釈でよろしいですか。	お考えのとおりです。
144	別紙	7 1/4	計画要件	「地域停電時には横浜アイランドタワーにCGS電力を供給する」となっていますが、市庁舎とアイランドタワーという異なる需要家の電力設備が電路的に結ばれる形になります。そのため今後、一般電気事業者との協議が今後必要となると思われますが、事前協議などはされているですか。	所管官庁に確認済みです。
145	別紙	7 1/4	計画要件	上記と同じ項目「地域停電時には横浜アイランドタワーにCGS電力を供給する」についてですが、CGSでの電力供給前に負荷制限をする必要があると思われます。その負荷制限のためのシステムは建物本体側の中央監視設備などで行うという解釈でよろしいですか。	負荷制限のためのシステムを設置する場合は、別途横浜アイランドタワー側の工事で行います。【別紙7 ESP計画条件】ESP関連工事区分をご参照ください。
146	別紙	7 1/4	計画要件	上記と同じ項目「地域停電時には横浜アイランドタワーにCGS電力を供給する」についてですが、アイランドタワーの既存受変電設備改修(VCB増設など)もESP工事で見積りする必要があると思いますか。	別途横浜アイランドタワー側の工事で行います。【別紙7 ESP計画条件】ESP関連工事区分をご参照ください。
147	別紙	7 1/4	計画要件	「熱交換器はESP工事に含まない」とされていますが、これは市庁舎とアイランドタワーの両方の熱交換器とも含まないという解釈でよろしいですか。	両方とも含みません。
148	別紙	8 2/4	自動制御	中層部部分工事の施工区分において、当該エリアにサービスする設備の自動制御がA工事となっていますが中層部部分工事ではないですか。	ご指摘のとおりです。当該エリアにサービスする設備の自動制御は当該工事とします。
149	別紙	10 1/1	5	別紙10におけるリスク分担表に記載のない、双方の責に帰さざる事由の負担は、発注者と考えてよろしいですか。また、関係書類の優先順位は発注仕様書5頁8に記載にあるとおり、別紙10等を含む発注仕様書よりも工事請負約款が優先する、という理解でよろしいですか。	【別紙10 リスク分担表】に記載のない事項の分担方法については別途協議とします。関係書類の優先順位については発注仕様書のとおりです。
150	別紙	10 1/1	5	別途協議との記載がありますが、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法につきましては、落札者に帰責性がない事情ですので、市のリスクとしていただけますか。	【別紙10 リスク分担表】のとおりです。
151	別紙	10 1/1	7	法人税に関する変更につきましては、落札者に帰責性がない事情ですので、発注者のリスクとしていただけますか。	【別紙10 リスク分担表】のとおりです。
152	別紙	10 1/1	8	「工事の実施に当たって、落札者が取得すべき許認可等の遅延」のうち、落札者に善管注意義務違反があった場合について落札者のリスクとなり、それ以外の善管注意義務を果たしても避けられない遅延の場合は市のリスクとなると理解してよろしいですか。	【別紙10 リスク分担表】のとおりです。
153	別紙	10 1/1	10 11	落札者が行う業務に起因する環境問題に関する対応や近隣住民との訴訟、苦情、要望などへの対応は、落札者のみのリスクではなく、その責任の所在については、あくまでも工事請負契約約款29条にの定めによるという理解でよろしいですか。	【別紙10 リスク分担表】のとおりです。
154	別紙	10 1/1	12	環境アセスメント手続きは落札者が行う業務ではありませんので、それに伴う計画変更について発注者のリスク負担としていただけますか。	環境アセスメント手続きについては「発注仕様書(P76) 第4 1 (5) イ」に示すとおり、修正支援などの業務は本件工事の発注範囲に含みます。リスクについては【別紙10 リスク分担表】のとおりです。
155	別紙	10 1/1	14	第三者損害については工事請負契約約款29条に準拠するという理解でよろしいですか。	工事の実施について第三者に損害を及ぼした場合は、工事請負契約約款(設計・施工一括)第29条によります。
156	別紙	10 1/1	19	落札者が合理的に必要な性を想定できない場合など、善良な管理者としての注意を払っても避けることのできない調査等の不備については、市のリスク負担としていただけますか。	【別紙10 リスク分担表】のとおりです。
157	別紙	10 1/1	21	落札者が善良な管理者としての注意義務を果たしても避けることのできない設計等の不備については、市のリスク負担としていただけますか。	【別紙10 リスク分担表】のとおりです。
158	別紙	10 1/1	23	落札者の帰責事由による工事費の増加とは、落札者が善良な管理者としての注意義務を果たさなかったことによる工事費の増加をいうと理解してよろしいですか。	落札者の帰責事由による工事費の増加は、ご質問の内容に限りません。工事費増加リスクは【別紙10 リスク分担表】によります。なお、コスト管理については、「発注仕様書(P70) 第4 1 (2) ウ」によります。
159	別紙	10 1/1	24	工事管理の不備とは、工事請負契約約款第11条の2の規定により定めた管理技術者が、業務の履行に当たり行う、業務の技術上の管理についての債務不履行を意味すると理解してよろしいですか。	工事管理の不備はご質問の内容に限りません。工事管理リスクについては【別紙10 リスク分担表】によります。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
160	別紙	11 4/27	庁舎管理	中央監視室(防災センター)、守衛本部室の空調設備について、災害時使用は不要でよろしいですか。	空調設備の災害時使用は必須ではありませんが、中央監視設備機能の継続使用に支障のない計画としてください。
161	別紙	11 5/27	庁舎管理	ゴミ置場(集積場:庁舎・商業施設供用)に生ゴミ冷蔵庫(冷蔵庫)を設置とありますが、A工事で見込むことと考えてよろしいですか。	【別紙6 施工・見積区分表】9/11に記載のとおりです。
162	別紙	11 6/27	庁舎管理	リフレッシュスペース(外部)に前室を設け、局所排気とすることとありますが、喫煙対応と考えてよろしいですか。	局所排気は、用途に関わらず必要な機能としてお考えください。
163	別紙	11 15/27	書庫・倉庫	書庫・倉庫および共用書庫は文書保管に適した室内環境を確保とありますが、空調設備は不要となっています。換気設備での対応と考えてよろしいですか。	換気設備での対応も可とします。
164	別紙	11 16/27	設備・機械室	通信機械室の空調設備が特殊使用となっていますが、特殊要件をご指示ください。	常時、冷房運転を想定しています。
165	別紙	11 16/27	設備・機械室	電気関連諸室の特殊消火は不要となっていますが、法的に不要であれば不活性ガス消火の設置はしないと考えるとよろしいですか。	【別紙11 諸室等性能表】で示す特殊消火は、法に関わらず市として設置を求める箇所を示したものです。電気関連諸室等については、法令などに則り計画してください。
166	別紙	11 21/27	会派(議員)控室	受付(議員控室)の空調設備が特殊使用となっていますが、特殊要件をご指示ください。	【別紙11 諸室等性能表】議会-別紙の議員控室と同条件とします。
167	別紙	11 22/27	図書室	図書室の空調設備が特殊使用となっていますが、特殊要件をご指示ください。	図書の保管に適した環境となるよう計画してください。
168	別紙	15 1/1	形態方針	大岡川の建築物の高さの制限20m以下の適用範囲が不明です。ご指示ください。	北仲通南地区再開発地区計画をご参照ください。 建築物の高さの最高限度 区域A(20m)の範囲は、敷地境界線から15mの範囲となります。
169	別紙	15 1/1	形態方針	既存横浜アイランドタワーから30m程度の離隔距離をとること、とありますが、ここで言う「程度」の許容範囲をご指示ください。	建築物相互間の空地の幅は5m以上かつ各建築物の最高高さの1/5以上確保が必要です。ただし、横浜市一団地認定基準・連担建築物設計制度基準の第4章 5(3)に該当する場合はこの限りではありません。
170	別紙	15 1/1	形態方針	高層部:高さ150~170m程度、とありますが、ここで言う「程度」の許容範囲をご指示ください。	発注資料に記載の内容を踏まえ、原則150~170mの範囲で計画してください。高さへの影響が発生する特殊技術を用いる場合などでの数mの増減は許容範囲です。
171	別紙	15 1/1	形態方針	中層部:高さ60m程度まで、とありますが、ここで言う「程度」の許容範囲をご指示ください。	発注資料に記載の内容を踏まえ、原則、60m以下で計画してください。高さへの影響が発生する特殊技術を用いる場合などでの数mの増は許容範囲です。
172	別紙	15 1/1	形態方針	屋根付き広場:高さ30m程度までとありますが、ここで言う「程度」の許容範囲をご指示ください。	発注資料に記載の内容を踏まえ、原則、30m以下で計画してください。高さへの影響が発生する特殊技術を用いる場合などでの数mの増は許容範囲です。
173	別紙	42 1/1	デザイン監修者	デザイン監修者は「設計に係る通知書」等、参加資格確認申請書類に記載する必要はないのですか。	「設計に係る通知書」等の対象ではないため、記載する必要はありません。
174	別紙	参考3 3/7		北仲通南地区再開発地区計画で位置づけられている地区施設の広場は、屋根付き広場で担保できるという理解でよろしいですか。 その他の地区施設についても参考3で担保できているとの認識でよろしいですか。	地区施設の広場については、ご理解のとおりです。 なお、本計画では屋根付き広場で地区施設の広場を確保するようにしてください。 その他の地区施設については、北仲通南地区再開発地区計画に基づき計画してください。
175	実施要領書	1 4		「技術資料等のプレゼンテーション・ヒアリング」とありますが、持込が許可されるのは具体的にどのようなものをお考えですか。模型やアニメーションなど製作時間のかかるものがあれば、早期に準備させて頂きたいため、ご指示ください。	持込を許可するのは、提出した技術資料等の印刷物及びデータを想定しています。模型やアニメーションは不可とします。 なお、プレゼンテーション・ヒアリングの詳細は10月末までに入札参加者にお知らせします。
176	実施要領書	6 13		プレゼンテーション・ヒアリング時の市の審査側の参加人数と所属をご指示ください。	横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会委員5名と横浜市建築局及び横浜市総務局の職員5名程度の出席を想定しています。 なお、技術提案におけるプレゼンテーション・ヒアリングは、技術提案に対する理解度向上を目的とするものであり、プレゼンテーション・ヒアリング自体の審査・評価は行いません。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
177	実施要領書	6	13-(5)	プレゼンに参加する人員の経歴書については、「厳正かつ公平に評価、審査する」観点から、プレゼンテーション・ヒアリングの場では審査員には公開されず、かつ審査には影響しない、と考えてよろしいですか。	プレゼンに参加する人員の経歴書については、会社名等応募者を特定できない表現にして、プレゼンテーション・ヒアリングに出席する横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会委員等に公開する事があります。また審査には影響しません。
178	実施要領書	8	別紙1-②	技術資料の様式で文字サイズは規定されていますが、1ページ内の行数や文字フォント、色、強調および段組み等のレイアウト等に制限はないとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
179	実施要領書	8	別紙1-⑨	提出物には、技術提案資料及び補足説明資料一式のPDFファイルとあります。配布された様式はワードで作成されていますが、技術提案資料を作成するソフトウェアは応募者が使い易いもの(イラストレーターなど)を自由に選んで作成し、同ソフトウェアで作成するPDFファイルを提出することによろしいですか。	ご理解のとおりです。
180	実施要領書	8 14	別紙1-② 別紙3-V	別紙1の②技術資料の様式等に「会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者が特定できる表現は不可」とありますが、別紙3-Vの設計体制の記載についての参照資料【発注仕様書 別紙42】には、「デザイン監修者」の氏名及び所属法人について記載した体制表を示すこととなっています。「デザイン監修者」の氏名を記載すれば、応募者が特定できるため、記載内容に矛盾があると考えますが、いかがですか。	「デザイン監修者」の氏名及び所属法人の記載については、実施要領書別紙2に示す「押印あり1部」に記載してください。「押印なし19部」については、氏名及び所属法人は記載しないでください。
181	実施要領書	10	別紙3-I-1-(2)-ア	「部材の塑性化の程度」とありますが、制震部材も含まれると考えてよろしいですか。	制振部材も含まれると考えてください。ただし、第2号-1様式には、本体構造フレームと制振部材単体での塑性化の度合いが分かるように、各層の塑性率と制振部材の塑性率を記載してください。
182	実施要領書	10	別紙3-I	「図示も可」とありますが、他の技術資料でも説明を補足する図表や写真等を入れてもよろしいですか。	ご理解のとおりです。
183	実施要領書	10	別紙3-I	前質問の図表や写真等に記載する文字や付属するタイトル文字等のサイズは10.5ポイント以下でもよろしいですか。	本文の文字サイズは10.5ポイント以上としますが、図表や写真等に記載する文字や付属するタイトル文字等の文字サイズは読み取り可能な文字サイズであれば可とします。
184	実施要領書	10	別紙3-I-1-(1)	具体的評価項目には「建築計画の考え方」とありますが、評価基準には「構造計画」とありますが、構造計画以外にも在館者の安全確保等の建築計画上の提案は各種考えられますが、構造計画以外は提案しても評価されないとの認識でよろしいですか。	「構造計画」には、総合的な建築計画なども含まれます。
185	実施要領書	10	別紙3-I-2	具体的評価項目には「ライフサイクルを通して、～中略～構造計画等に関する提案」とありますが、評価基準には構造計画とあります。構造計画以外にもライフサイクルを通して建築物の性能を最適に管理する建築計画上の提案は各種考えられますが、構造計画以外は提案しても評価されないとの認識でよろしいですか。	「構造計画」には、ライフサイクルを通して建築物の性能を最適に管理するための建築計画なども含まれます。
186	実施要領書	14	別紙3-V-1-(2)	工程表を記載する場合は、工程表内で記載する文字サイズは10.5ポイント以下でもよろしいですか。	本文の文字サイズは10.5ポイント以上としますが、図表や写真等に記載する文字や付属するタイトル文字等の文字サイズは読み取り可能な文字サイズであれば可とします。
187	実施要領書	14	別紙3-V-3-(1)	「地域経済貢献」とありますが、受注者から市内企業への直接発注のみだけでなく、二次下請けや三次下請けへの発注も評価対象との理解でよろしいですか。	評価基準につながる具体的な内容のためお答えできません。実施要領書のとおりです。
188	実施要領書		第2～6号様式	各様式における枠線の位置はA3用紙の範囲内で応募者が自由に設定してよろしいですか。	指定の枠線の中で表現してください。実施要領書のとおりです。
189	実施要領書		第7号様式	第7号様式に記載する「担当した業務の内容」とは、今回の提案作成に関して担当した業務を記載すると考えてよろしいですか。	今回の提案作成ではなく、これまで担当した業務の内容を記載ください。
190	実施要領書		第7号様式	第7号様式に記載する「業務実績」には、過去10年程度遡って実績を記載すればよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
191	入札・契約手続	2	1-(10)	本件工事に関する設計を入札参加者が自ら行うだけでなく、入札参加者より委託され本件工事に関する設計を行う者として予定されている者に設計を行わせることができるものとする。との記載がありますが、設計を自ら行うが一部外部へ委託する場合、「設計に係る通知書」において自社で設計を行います。を選択し、委託先を記載すればよろしいですか。 また、入札参加者が自ら設計を行い一部業務を設計事務所に委託する場合において、管理技術者は一部業務を請け負う設計事務所から配置することは可能ですか。	入札参加者が「自社で設計を行う場合」とは、工事監理を含む設計業務（以下設計業務という。）の総括管理として自社に所属する管理技術者を配置して業務を行う場合をいいます。一方、「自社で設計を行わず他社へ委託する場合」とは、他社である設計受託者に所属する管理技術者を設計業務の総括管理として配置し業務を行う場合をいいます。 「自社で設計業務を行う場合」において、設計業務の一部を委託しても自社設計と取り扱うため様式1号「設計に係る通知書」では「自社で設計を行います」を選択し、委託先を記入する必要はありません。 自社設計の場合の管理技術者の配置については、「入札説明書 2（4）ウ」のとおり、入札参加者に所属する管理技術者を配置する必要があるため、一部業務の委託先に所属する管理技術者を配置することはできません。
192	入札・契約手続	2	1-(10)	本工事に関する設計を自ら行うだけでなく、設計業務の一部を外部の設計事務所に委託する場合でも当該予定設計受託者とみなすのですか。また、同者からの見積書を貴市に提出する時期及び工事費内訳書の「設計・監理費」に記載する金額は委託費を分けて記載する必要があるかについてご指示ください。	入札参加者が「自社で設計を行う場合」において、設計の一部を第三者に委託する場合、当該第三者は「予定設計受託者」には当たりません。そのため、その第三者からの見積書の提出は不要です。
193	入札・契約手続	5	3-(1)	入札参加の手続きで提出する書類審査と、技術提案に係わる審査は全く別に行われる（技術提案書を審査委員及び審査する場に、応募者が特定できる入札参加手続きで提出する書類が公開されない）と考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。
194	入札・契約手続	10	3-(1)-ウ-(イ)-b	単体企業の配置予定技術者は前項第3号に掲げる単体企業の資格条件を満たす配置予定技術者を一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置予定技術者調書）（第1号様式その1）に記載すること。とありますが、配置予定技術者には単体企業の施工実績と同様の実績を求めているのですか。	工事部分に関しては、配置予定技術者である監理技術者に対して施工経験を求めています。
195	入札・契約手続	10	3-(1)-ウ-(オ)	配置管理技術者届出書には、4頁ウで定められている設計経験を証する図面等の資料は添付する必要はないのですか。	添付する必要はありません。
196	入札・契約手続		工事請負契約約款第8条の3	設計において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他発注者の定める事項を速やかに発注者に通知しなければならない、とありますが、設計責任が発生しないような単なる作図の業務についても通知する必要があるのですか。またその作図外注業者からさらに、業務が発注された場合も同様ですか。	工事請負契約約款（設計・施工一括）第8条の3においては、請負人が設計において下請負契約を締結した場合には、発注者に通知することを義務付けています。そのため、下請負契約を締結した場合は、必ず通知が必要となります。再委託についても同様です。
197	入札・契約手続		工事請負契約約款第8条の4(B)	設計業務の一部を外部の設計事務所に委託する場合、本条項の規定は、設計業務の一部を再委託した場合についてもあてはまるのですか。	入札参加者が「自社で設計を行う場合」において、その一部を第三者に委任、又は請け負わせる場合は、工事請負契約約款（設計・施工一括）第8条の4（B）には当てはまりません。
198	入札・契約手続		工事請負契約約款第22条第2項	請負人の責めに帰すことができない理由により工期を延長する場合については、「請負人の責めに帰すべき事由による場合」以外は、生じた費用を発注者が負担をすると理解してよろしいですか。	協議事項になりますが、工事請負契約約款（設計・施工一括）第22条第1項による工期の延長が発注者の責めに帰す場合には、請負代金の変更又は請負人の損害に対する費用を発注者が負担することになります。
199	入札・契約手続		設計通知書	設計事務所と共同して設計業務を進める場合、設計通知書及び一般競争入札参加資格申請書等の申請書類で当該設計事務所の名前を記載する箇所をご指示ください。	入札参加者が「自社で設計を行う場合」とは、工事監理を含む設計業務（以下設計業務という。）の総括管理として自社に所属する管理技術者を配置して業務を行う場合をいいます。一方、「自社で設計を行わず他社へ委託する場合」とは、他社である設計受託者に所属する管理技術者を設計業務の総括管理として配置し業務を行う場合をいいます。 設計業務を共同で行う場合であっても、申請書類については、管理技術者を配置する入札参加者又は予定設計受託者について記載してください。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
200	入札説明書	5	2-(5)	主たる設計受託者と入札参加者とは共同設計する場合の申請方法をご教示ください。	入札参加者が「自社で設計を行う場合」とは、工事監理を含む設計業務（以下設計業務という。）の総括管理として自社に所属する管理技術者を配置して業務を行う場合をいいます。一方、「自社で設計を行わず他社へ委託する場合」とは、他社である設計受託者に所属する管理技術者を設計業務の総括管理として配置し業務を行う場合をいいます。設計業務を共同で行う場合であっても、申請書類については、管理技術者を配置する入札参加者又は予定設計受託者について記載してください。
201	入札説明書	5	2-(5)-キ	入札参加者が本件工事における設計を自ら行わない場合で、設計受託者が複数の場合、主たる設計受託者が資格要件を満たしていれば従たる設計受託者は要件を満たさない場合でも設計受託は可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	予定設計受託者として取り扱う者は入札参加の要件を満たし、管理技術者を配置する1者のみとなります。そのため、その他の設計を委託する予定の事業者については予定設計受託者として取り扱わないため、入札参加の要件を満たす必要はありません。なお、自社で設計を行わず設計受託者に委託する場合、設計受託者は単体・JVのいずれでも構いません。設計受託者がJVの場合、「入札説明書 2（4）イ」の入札参加資格は構成員ごとに満たす必要がありますが、「2（4）ア」及び「2（4）ウ」の入札参加資格は構成員ごとに満たす必要はなく、JVとして満たすことができれば参加は可能です。
202	入札説明書	6	3-(1)-(ウ)-(J)～(U)	入札参加資格確認申請に係る提出書類について、設計受託者が複数いる場合、設計受託者全てが必要書類の提出をおこなうとの理解で宜しいですか。その場合、主たる設計受託者、従たる設計受託者の表記を付すことで宜しいですか。	予定設計受託者として取り扱う者は入札参加の要件を満たし、管理技術者を配置する1者のみとなります。そのため、その他の設計を委託する予定の事業者については予定設計受託者として取り扱わないため、入札参加資格確認申請に係る提出書類を提出する必要はありません。なお、自社で設計を行わず設計受託者に委託する場合、設計受託者は単体・JVのいずれでも構いません。設計受託者がJVの場合、「入札説明書 2（4）イ」の入札参加資格は構成員ごとに満たす必要がありますが、「2（4）ア」及び「2（4）ウ」の入札参加資格は構成員ごとに満たす必要はなく、JVとして満たすことができれば参加は可能です。
203	実施要領書	6	13-(5)	プレゼンに参加する人員については、デザイン監修者も含まれるとの理解で宜しいですか。	プレゼンは技術資料等に対する理解度向上を目的としているため、デザイン監修者がプレゼンに参加することは想定していません。
204	実施要領書	6	13-(5)	プレゼンに参加予定人員が事故・病気等止むを得ない事由で予め参加できない事が判明した場合、代理者の経歴を提出しプレゼンに参加することは可能でしょうか。	やむを得ない事由により判断します。
205	発注仕様書	15	(3)-イ-(7)	馬車道駅から計画敷地までの平面図を開示していただけないでしょうか。	みなとみらい線馬車道駅の平面図はお示しできません。
206	発注仕様書	15	(3)-イ-(7)	桜木町駅方面からの連絡デッキの平面図があれば、開示していただけないでしょうか。	連絡デッキは検討中のため、図面等はありません。
207	別紙	6	20	独立サイン関係は別途となっていますが、1次側電源、コンクリート基礎はA工事となっています。位置は要求水準に則り、大きさは設計提案と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。ただし、発注資料に大きさの記載があるものは、記載のとおりとします。
208	発注仕様書	9	4	大岡川のデッキについては商業用途が発生すると考えられますが、必要面積表で「2階デッキは上記面積に含まれない」とあります。デッキ下1階の面積は延べ面積の下限值140500㎡に含むと考えてよろしいでしょうか。	デッキ下1階の面積は、延べ面積の下限值140,500㎡に含みません。ただし、計画内容によって計画通知申請上の面積は、法令解釈により異なることもあり得ます。
209	発注仕様書	27	(7) ア	外装の設計用設計風圧を算定するに当たって、粗度区分はⅢと考えてよろしいでしょうか。	粗度区分はⅡとしてください。
210	発注仕様書	8	(8)	現存するオブジェとは現地に仮置きとありますが、ブルーシートのかげられたものでしょうか、その位置をお知らせ下さい。また、どのようなものでしょうか。概略体積、重量がわかればお教え下さい。	【別紙29 工作物及び地中埋設物位置図】1/24 整備範囲に「オブジェ」と記載のあるものです。構造については、【別紙29 工作物及び地中埋設物位置図】17/24 施設撤去構造図（3）をご参照ください。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
211	別紙	11		リフレッシュスペース（外部）は参考面積で15×6室程度、目的・機能・・・の項ではエレベーターバンクごとに2カ所となっています。エレベーターバンクの数を優先と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
212	参考	3	1階平面図	北中通南地区再開発地区計画計画図に公共施設、地区施設の指定がありますが、アトリウムとアイランドタワーの間の貫通通路となる歩行用通路はアトリウムに取り込んで貫通通路以外で広場面積を確保してもよろしいでしょうか。取り込めない場合はアイランドタワーの外壁とアトリウムの外壁間で6m以上確保するという考え方でよろしいでしょうか。	地区施設である歩行者用通路（6m）は、屋根付き広場内に確保することは可能です。ただし、地区施設である広場の面積（約1,200m <sup>2</sup> ）と兼ねることはできません。
213	参考	3	1階平面図	北中通南地区再開発地区計画計画図にある広場と参考図1階のアトリウムの形状が一致しているように見えます。アトリウムの外壁が地区計画の広場を包含する形状でなければいけないのでしょうか、または、地区計画の変更を伴う広場位置の変更はありと考えてよろしいのでしょうか	地区計画上、屋根付き広場は、必ずしも地区施設の広場を包含する形状である必要はありませんが、地区施設の広場は、一定の広がりを持った一体的な空間として約1,200m <sup>2</sup> を確保する必要があります。なお、本計画では屋根付き広場で地区施設の広場を確保するようにしてください。
214	発注仕様書	23	2-(5)-キ	B2階駐車場：商業施設（入居者用）と記載ありますが、商業施設を利用する来客は、地下2階駐車場を利用すると考えて宜しいでしょうか？	商業施設を利用する来客は、一般車用の利用を想定しています。
215	別紙	5		別途工事間仕切り壁について、別紙11諸室等性能表「一般執務室」、「窓口執務室」、「書庫・倉庫」に、上階床下までの設置を必要としない間仕切り壁の要求はありません。別途工事となるのは、「共用会議室（高層用エレベーター乗継階）」の一部と考えて宜しいでしょうか？	「一般執務室」、「窓口執務室」、「共用会議室（高層用エレベーター乗継階）」、「書庫・倉庫」の内部の間仕切り壁については、上階床下までの設置の有無に関わらず、設計段階で市が示す使用用途等を踏まえ、落札者が計画するものとします。施工について別途工事（C工事）となるものは、【別紙5 全体所掌区分】の「別途工事間仕切り壁」備考欄に記載のとおりで、落札者が計画する上記各室内の間仕切り壁のうち、上階床下までの設置を必要としないものを含みます。
216	発注仕様書	8	3-(2)-イ	横浜アイランドタワー、馬車道駅1a出入口部分の概要（建築面積、容積対象面積など）をご教示願います。	※【回答添付資料】をご参照ください。 1 横浜アイランドタワー 建物概要（01_図面等 03_その他） 2 みなとみらい線馬車道駅1a出入口 みなとみらい線馬車道駅についてはお示しできません。
217	発注仕様書	8	3-(2)-イ	横浜アイランドタワー、馬車道駅1a出入口、市庁舎部分について、余剰容積対象面積の振り分けに関する規定があれば、ご教示願います。	特に規定はありません。ただし、横浜アイランドタワーが、敷地②単独で容積率の最高限度以内にあり、それぞれの施設とも将来的な増築等に係る制約の少ない計画としてください。
218	別紙	1	55)-2	計画敷地には、建設予定地に横浜アイランドタワーと接続する土地Aを加えると記載あります。敷地の二重利用とならないため、横浜アイランドタワー建設地の面積から、Aを除く必要があると考えますが、Aの上限値など制限があれば、ご教示願います。	Aの上限はありませんが、【別紙35 横浜アイランドタワーとの接続イメージ図（地下2階）、（地下1階）】のとおり、車路又はエレベーターホールとの接続部分です。必要最小限の範囲で設定してください。
219	別紙	1		馬車道公共駐車場との接続する土地Bは、計画敷地外となります。地下接続部の面積は、市庁舎の面積の中に計上すると考えて宜しいでしょうか？ご教示願います。	お考えのとおりです。
220	別紙	1		馬車道駅に属する建造物の敷地①aは、計画敷地から除かれると記載あります。当該部の敷地境界が、別紙3に記載ありません。境界位置の情報があれば、ご教示願います。	【参考3 参考図】に記載しているの馬車道駅出入口の地下躯体の外壁線と基本的に同じです。
221	別紙	32		第一工区における有効空地面積、及び有効係数を判断するための形態情報をご教示願います。	※【回答添付資料】（01_図面等 03_その他）をご参照ください。 現段階では、【回答添付資料】に着色した範囲を有効空地の対象となる面積と想定します。
222	別紙	32		第一工区におけるb=歴史的資産の建築面積、c=歴史的資産の延べ面積をご教示願います。	※【回答添付資料】（01_図面等 03_その他）をご参照ください。 現段階では、【回答添付資料】で赤枠で囲った範囲を歴史的資産の対象と想定します。 歴史的資産の建築面積bは約635m <sup>2</sup> 、歴史的資産の延べ面積cは約1,379m <sup>2</sup> です。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
223	別紙	32		第一工区における計画的市街地整備としての有効空地の対象となる面積をご教示願います。	※【回答添付資料】(01_図面等 03_その他)をご参照ください。 現段階では、【回答添付資料】に着色した範囲を有効空地の対象となる面積と想定します。 面積は、【回答添付資料】より算出してください。 なお、詳細は、設計段階での関係機関との協議によります。
224	別紙	5 38		各所接続工事について、接続先側の工事もA工事に含むと記載あります。二重の防火区画形成が必要となりますが、接続先の防災設備の移設や新設が必要と考えられます。A工事として計上するのに必要な情報を開示願います。	※【回答添付資料】をご参照ください。 1 横浜アイランドタワー 自動火災報知設備、防排煙設備、非常放送設備、非常照明設備・誘導灯設備、駐車管制設備、監視カメラ設備、防災センサー、消火設備、排煙設備の既存設備図面抜粋(01_図面等 01_横浜アイランドタワー) 2 みなとみらい線馬車道駅 みなとみらい線馬車道駅の既存設備図についてはお示しできませんが、【参考3 参考図】等をもとに想定してください。 3 馬車道公共駐車場 馬車道公共駐車場の既存設備図についてはお示しできませんが、【参考3 参考図】等をもとに想定してください。
225	別紙	5		各所接続工事について、接続先側の工事もA工事に含むと記載あります。横浜アイランドタワーへのESPによる供給もA工事に含まれると考えて宜しいでしょうか？	ESPに関する接続はESP工事に含まれます。
226	別紙	38		馬車道公共駐車場との接続について、入場ゲートの移設と記載あります。どこにある入場ゲートの移設かご教示願います。	馬車道公共駐車場の地上部車両入口から地下1階への下りスロープ終端にある入場ゲートです。
227	別紙	8		参考3 参考図5~8階平面の南側機械室で一部白抜きとなっているCH, STは何を指しているかご教示願います。当該部はA工事に含むと考えるのでしょうか？	煙突や排煙用シャフトなど堅貫通する部分で、本件工事の発注範囲に含まれます。
228	別紙	11	1頁-二重床	「免震性能：入力加速度を1/20に低減」とありますが、各階の床の応答加速度を入力加速度として1/20に低減するような性能を2重床部分にもたせる、ということでしょうか？また、フリーアクセス上の加速度は具体的に何gal以下におとせばよろしいでしょうか。	各階の床の応答加速度を入力加速度として1/20に低減するような性能を求めるものではありません。免震対応のフリーアクセスフロアを想定しています。性能については、メーカーカタログ記載値などによりご判断ください。 フリーアクセスフロア上の加速度の制限としては、執務室の加速度クライテリアである500gal以下としてください。
229	別紙	11	14頁-窓口執務室	「上下階を連絡する内部階段を、合計6か所設置すること」とありますが、1フロアで6か所必要ということでしょうか？または1フロア階段は1箇所、6層に渡り設置ということでしょうか？	【参考2 ゾーニングイメージ図】をご参照ください。 なお、内部階段は6層連続とは限らず、設置階は、各部局・部署の配置計画の進捗に合わせ決定します。
230	発注仕様書	6	2-(2)	電力・通信・ガス・上下水道などインフラ会社等と事前協議することは可能でしょうか。	一般的な問い合わせについては、妨げるものではありません。
231	発注仕様書	7	2-(3)	下水道のインフラ状況をご提示ください。	横浜市ホームページ 横浜市行政地図情報提供システム 公共下水道台帳図情報「だいちゃんマップ」を参照ください。
232	発注仕様書	25	2-(5)-ケ	東京電力の電気需給約款(特別高圧) 53. 地中引込線において、電気設備の施設場所は原則として地中引込線のこう長が50メートル程度以内、建物の3階以下に該当する場所とし、これ以外の場所は東京電力との協議によるとあります。参考図3では特高電気室を4Fに設置する計画と考えられますが、東京電力と協議済みと考えてよろしいでしょうか。	事前協議は行っておりますが、具体的な設置場所で合意を得ておりませんので、開閉所の設置など規定を満足する計画としてください。
233	発注仕様書	25	2-(5)-ケ	参考図3では主要機械室が4階にあるため、受水槽も4階に設置することが想定されますが、水道本管の圧力をご提示ください。	受水槽等給排水系設備及び消火設備系については4階以上を限定しません。水道本管圧力が不足する場合は設備的な工夫によって解決してください。
234	発注仕様書	25	2-(5)-ケ	津波等による地下浸水時の非常時雑用水貯留槽の利用は想定しないと考えるよろしいでしょうか。	雑用水貯留槽の地下への設置は可としますが、TP+4.3mまでの浸水に対しても、雑用水の供給可能な計画としてください。
235	発注仕様書	46	5-(2)-ウ	非常照明はLED型器具の採用を検討すること、また、電源内蔵型又は電源別置型を選定することとありますが、現状電源内蔵型LED非常照明のみが販売されております。電源別置型器具については今後販売された場合に検討すると考えるよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
236	発注仕様書	48	5-(8)-ア	「発電機燃料は7日間運転可能な備蓄量を備えること」と記載がありますが、次の文章では「燃料を補給することにより7日間連続運転が可能な設備」となっております。発電機燃料の備蓄量は7日間運転可能な備蓄量を備えるものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。発電機燃料の備蓄量は7日間分としてください。
237	発注仕様書	48	5-(8)-ウ	燃料電池設備において、必要な電源・ガスなどのインフラ工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこととありますが、次の文章では、燃料電池設備を設置することと記載があります。燃料電池設備本体及び取付調整工事は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	燃料電池設備本体及び取付調整工事は本件工事の発注範囲に含みます。
238	発注仕様書	56 65	5-(20) 6-(6)	電力監視設備と自動制御設備は統合した設備と考えて宜しいでしょうか。又、5-(20)及び別紙22、25において「100インチ×2」とあり、6-(6)にて「80インチ以上×2」とありますが、100インチ×2を設置すると考えて宜しいでしょうか。	電力監視設備と自動制御設備は別設備として考えてください。
239	発注仕様書	65	6-(6)	「監視・操作端末は3人以上独立して監視・操作出来るように」とありますが、電力監視を含むものと考えて宜しいでしょうか。	電力監視設備と自動制御設備は別設備として考えてください。
240	別紙	5		各所接続工事において、接続先側の工事もA工事に含む(別紙38参照)とあります。別紙38 本施設以外への接続における想定される工事に記載の各工事において、接続先の既存設備が不明です。既存設備 主装置の接続先がわかる資料をご提示ください。	※【回答添付資料】をご参照ください。 1 横浜アイランドタワー 自動火災報知設備、防排煙設備、非常放送設備、非常照明設備・誘導灯設備、駐車管制設備、監視カメラ設備、防災センター、消火設備、排煙設備の既存設備 図面抜粋 (01_図面等 01_横浜アイランドタワー) 2 みなとみらい線馬車道駅 みなとみらい線馬車道駅の既存設備図についてはお示しできません。 3 馬車道公共駐車場の既存設備図についてはお示しできません。
241	別紙	7	1/4	「地域停電時には横浜アイランドタワーにCGS電力を供給する。」とありますが、都市ガス途絶時には横浜アイランドタワーへの電力供給は停止すると考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
242	別紙	7	1/4	ESPを計画するにあたり、既存市庁舎および市役所機能を有している民間ビルの電力・熱負荷の季節別、時刻別、平日・休日別にデータをご提示ください。	※【回答添付資料】をご参照ください。 ■現市庁舎 ・現市庁舎使用電力(平成26年度) ・現市庁舎使用冷温水熱量(平成26年度) (02_電力・熱負荷 01_現市庁舎) データは参考としてください。また、民間ビルのデータについてはお示しできません。
243	別紙	7	2/4	ESPを計画するにあたり、横浜アイランドタワーの電力・熱負荷の季節別、時刻別、平日・休日別にデータをお示し下さい。データが無い場合は、計画の公平性を保つためにも、想定されるデータをご提示ください。	※【回答添付資料】をご参照ください。 ■横浜アイランドタワー ・横浜アイランドタワー使用電力(H24年10月~H25年9月) ・横浜アイランドタワー熱負荷関係データ(平成26年度) (02_電力・熱負荷 02_横浜アイランドタワー) データは参考としてください。
244	別紙	7	2/4	横浜アイランドタワーにおいて、加湿に必要となる蒸気の最大負荷をご提示ください。	※【回答添付資料】をご参照ください。 ・横浜アイランドタワー熱負荷関係データ(平成26年度) (02_電力・熱負荷 02_横浜アイランドタワー)
245	別紙	7	2/4	市庁舎に蒸気設備を設置しない場合、その蒸気設備はESP事業に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	蒸気設備はE S P事業に含まれます。
246	別紙	7	4/4	ESPから横浜アイランドタワーへのエネルギー供給ルート構築はA工事のため、横浜市庁舎からアイランドタワーへの接続位置をご提示ください。	【別紙34 横浜アイランドタワー設備図】を参考に計画してください。
247	別紙	20	1/1	下水再生水の引込配管のサイズをご教示ください。また雑用水の水源として利用するにあたり、下水再生水の水質をご提示ください。	管径はφ200~300mm程度を予定しています。 水質は「発注仕様書(P68) 第3 6(10)」に記載の「雑用水の水質(参照)」同等と考えてください。ただし、利用時には残留塩素について建築物環境衛生管理基準を満たすこととしてください。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
248	別紙	27	1/2	簡易水素ステーションにおける上水の使用用途と、必要水量をご提示ください。	使用用途は水素製造のためです。口径25A、0.2MPaで上水の供給を想定してください。50A以上のドレン排水を想定してください。
249	発注仕様書	12	第3-1-(1)	要求要件、諸室等性能表などに記載している階数については、協議により、市が同等と認める場合は、記載の階数によらず計画できるものとする記載されています。こちらについては技術資料等の提出の際において記載の階数を変更した提案が可能であり、落札後に協議を行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。技術提案時に提出された補足説明資料をもとに、設計段階に協議を行います。
250	発注仕様書	20	第3-2-(5)-イ	基準階の執務スペースの面積は、2,300㎡から2,500㎡程度を基本とありますが、2,300～2,500㎡より1割増減を計画との理解で宜しいでしょうか。	増減幅は特に定めませんが、「みなとみらい21中央地区と既存都心部である関内地区の結節点であることを象徴する超高層建築物（最高高さGL+150mから170m程度）」などの発注仕様書に記載の要件を満たす範囲で計画してください。
251	発注仕様書	20	第3-2-(5)-キ	駐車場は原則として平置き・自走式駐車場との記載およびやむを得ず機械式駐車とする場合は、公用車・商業施設用の一部を二段式との記載がありますが、公用車・商業施設用について平置きとする最低台数などありますでしょうか。	30台以上は、平置きとしてください。
252	別紙3			建設予定地及び周辺測量図のCADデータを頂けないでしょうか。	CADデータは提供できません。
253	別紙11	1		参考面積について「記載面積を基本として計画すること」と記載がありますが、参考面積に「以上」と書いてあるものについてはその数値以上の面積を計画し、「以上」と書いていないものについては数値の面積から1割増減を計画すれば良い（若干記載の数値を下回っても構わない）との理解で宜しいでしょうか。	「以上」と書いてあるものについては、ご理解のとおりです。「以上」と書いていないものについては、設計段階の検討において、室内想定レイアウト等を検証し、問題ないことを確認したうえで、記載面積の増減を可能とします。
254	別紙16			新設交差点位置図のCADデータを頂けないでしょうか。	CADデータは提供できません。
255	実施要領書	6	13	技術資料等のプレゼンテーション・ヒアリングについて、技術資料に掲載のない資料を用いることは可能でしょうか。（ムービーの上映、模型の持ち込みなど）	持込を許可するのは、提出した技術資料等の印刷物及びデータを想定しています。ムービーの上映、模型の持ち込みなどは不可とします。なお、プレゼンテーション・ヒアリングの詳細は10月末までに入札参加者にお知らせします。
256	発注仕様書			発注仕様書には階数（建物規模）の記載はなく、別紙30「環境影響評価について」の資料におけるモデル計画や入札説明書には地上32階建の記載があります。階数については発注仕様書に記載がないため提案によるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	別紙11	9		諸室等性能表（行政）-市民利用関係諸室等における商業施設において、物販店舗や飲食店舗などの区分との合計面積及び区画数については記載がありますが、これらの配置や階数についての指定はありますでしょうか。若しくは配置や階数などについても提案となるのでしょうか。	3階の商業施設については、金融機関の配置を予定していますが、それ以外については物販店舗や飲食店舗等の配置や階数についての指定はありません。敷地の立地条件などを考慮し、適切な配置計画としてください。
258	別紙11	16		諸室等性能表（行政）-駐車場、機械室等における高層部上階用サブ電気室において、フロアが32階ほか適宜との記載があります。施設規模については地上32階以上を前提とすることを意味するのでしょうか。	記載の階数は、参考プランによる想定階数のため、施設規模については地上32階以上を前提としているわけではありません。
259	実施要領書	6	13-(1)	プレゼンの時間、場所などの必要事項は、入札参加者に通知する、とありますが、会場のレイアウト、備品などについても通知いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	実施要領書	6	13-(1)	プレゼンテーション・ヒアリングについての質疑等については別途機会があるとの理解で宜しいでしょうか。	プレゼンテーション・ヒアリングについての質疑等の機会は予定しておりませんが、詳細については10月末までに入札参加者にお知らせします。
261	実施要領書	8	技術資料等	補足説明資料③添付資料1（4）主要部分の仕上表（1枚）との記載がありますが、必ず記載すべき諸室等がありましたらご教示下さい。	屋根付き広場、市民協働スペース（大）、グラウンドロビー、レセプションルーム、基準階（EVホール、共用廊下、執務室、便所など）とします。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
262	実施要領書	8	技術資料等	②技術資料において会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表現は不可との記載ありますが、別紙42「設計体制における設計・施工体制等に関する提案（技術提案）について」において「デザイン監修者」の氏名及び所属法人について記載した体制表を示すこととあります。これは設計とデザイン監修を同一の会社が行うか否かに係らず、デザイン監修者の氏名及び所属法人は記載するとご理解で宜しいでしょうか。	「デザイン監修者」の氏名及び所属法人の記載については、実施要領書別紙2に示す「押印あり1部」に記載してください。「押印なし19部」については、氏名及び所属法人は記載しないでください。
263	別紙6			施工者の工事見積範囲はA工事のみと考えてよろしいでしょうか。	【別紙6 施工・見積区分表】のとおりです。
264	別紙11	14	一般執務室・窓口執務室	基準階執務室の各局専用の会議室・書庫・倉庫の間仕切については、1,000m2あたり約60m見込む範囲に含めるものと考えてよろしいでしょうか。また、別紙6-P4一間仕切り壁の備考に記載にならない、当該間仕切の施工は床～天井までは別途工事とし、天井内についてのみA工事と考えてよろしいでしょうか。	一般執務室・窓口執務室で1,000m2あたり約60m見込む上階床下までの間仕切り壁に、各局専用の会議室、書庫・倉庫の間仕切り壁も含まれます。また、当該間仕切り壁は、【別紙5 全体所掌区分表】の「間仕切り壁」備考欄に記載のとおり、天井内だけでなく、天井下も含めてA工事となります。なお、計画上は1,000m2あたり約60mを超える間仕切り壁が必要になると想定しており、1,000m2あたり約60mを超える分については、床から天井までの間仕切り壁として計画するものとし、別途工事とします。
265	別紙11	22	視察受入・迎賓用会議室	会議テーブルを設置することとありますが、別紙5-移動家具・什器・備品にならない、施工はC工事と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
266	別紙11	22	視察受入・迎賓用会議室	事務局席4席を設置することとありますが、別紙5-移動家具・什器・備品にならない、施工はC工事と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
267	別紙11	22	図書室	書架は耐震対策をすることとありますが、別紙5-移動家具・什器・備品にならない、施工はC工事と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。ただし、躯体に設けるアンカー、補強等は本件工事の発注範囲に含まれます。
268	別紙6	8	サイン	屋内点字サイン等はA工事と記載がありますが、別紙5-サインにならない、施工はC工事と考えてよろしいでしょうか。	点字の扱いは、次のとおりです。 ・【別紙5 全体所掌区分表】サイン工事備考欄の点字（C工事）：案内板等に併記する点字を指します。 ・【別紙6 施工・見積区分表】8/11 2 O. サイン 11の屋内点字サイン等（A工事）：昇降機操作・案内及び階段手すり階表示の点字、その他バリアフリー計画上必要と考えられるものを指します。なお、備考欄に「点字ブロック・鋳を含む。」と記載していますが、7/11 2 M. 内部関連工事 42の点字ブロック・点字鋳（＝視覚障害者誘導用ブロック）と重複しているため、7/11 2 M. 内部関連工事 42の記載内容のとおりとします。
269	別紙5	1	本体工事	建設発生土処理について、残土受入先の指定がある場合は御指示ください。	指定はありませんが、本市臨海部・広域利用・首都圏利用の何れかを想定しています。
270	別紙6	1	1B. 仮設関係	「2. 会議室、便所の設置」および「3. 全工事作業員詰所・更衣室の設置、維持管理」に関して、別途工事を使用する会議室、便所、作業員詰所・更衣室の大きさや数量について、御指示ください。	【別紙6 施工・見積区分表】から想定してください。ひとりあたりの面積や設備等は本体工事と同等とし、詳細については施工計画作成時に協議します。
271	別紙6	1	1B. 仮設関係	「5. 別途工事施工者の事務所の設置」に関して、別途工事施工者が必要な事務所スペースについて、御指示ください。	入札参加者が想定する工程に応じ、必要なスペースを確保してください。ひとりあたりの面積は入札参加者の事務所と同等とし、設置場所等の詳細については施工計画作成時に協議します。
272	別紙6	1	1B. 仮設関係	「7. 建設予定地内工事車両駐車場の手配・設置」に関して、建設予定地外に駐車場を設ける場合は、別途工事施工者に関わる費用は見積範囲外として宜しいでしょうか？御指示ください。	別途工事に係る工事車両の駐車場もA工事に含むものとしてください。
273	別紙6	1	1B. 仮設関係	「19. 外部共通指定足場の設置」および「20. 内部共通指定足場の設置」に関して、指定の足場があれば、御指示ください。	設置場所の指定は特にありません。 【別紙6 施工・見積区分表】1B仮設関係「19. 外部共通指定足場の設置」及び「20. 内部共通指定足場の設置」は次のとおり訂正します。 「19. 外部共通指定足場の設置」（誤） → 「19. 外部共通足場の設置」（正） 「20. 内部共通指定足場の設置」（誤） → 「20. 内部共通足場の設置」（正）

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
274	別紙6	2	1D. インフラ設備	仮使用期間中の電気・下水道・ガス・下水再生水・ESPからの熱供給の料金負担は市と考えて宜しいでしょうか？料金負担がA工事の場合は、それぞれの仮使用期間中の負担金額を御指示ください。	部分引渡し後の基本料金は市負担とします。部分引渡し後の各工事に関わる使用料金については、各工事毎の負担としてください。
275	発注仕様書	7	第2-2-(6)	建設予定地は「形質変更時要届出区域を想定している」と記載ありますが、指定の解除は行いますでしょうか。	表層に鉛を含み、深層部に鉛、砒素及びふっ素の汚染のない単位区画（I B2③、I B2⑥、II A2⑤、II A2⑦）は、鉛を含む土壌を除去することで区域解除が可能と考えられるため、指定の解除を予定しています。
276	発注仕様書	7	第2-2-(6)	質問No. 275で指定の解除を行う場合、地下水の水質測定(モニタリング)は見積範囲外として宜しいでしょうか。	I B2③、I B2⑥、II A2⑤、II A2⑦で区域解除を行う場合には地下水の水質測定(モニタリング)は不要です。
277	発注仕様書	7	第2-2-(6)	質問No. 275で指定の解除を行う場合、汚染土壌搬出後の埋戻しレベルは、現状GL面まで埋戻しせずに新庁舎建設工事が可能となる程度までの埋戻し深さとして宜しいでしょうか。	指定の解除に関わらず、埋戻しを行う場合は、工事が可能となる程度まで埋戻してください。
278	参考1	1	総合工程表(案)	質問No. 275で指定の解除を行う場合、指定の解除を行う工事は、総合工程表(案)に記載している先行作業で行うものと考えて宜しいでしょうか。	土壌汚染対策法の区域を対象とした土地の形質変更及び汚染土壌の敷地外への搬出には法に基づく届出が必要となります。先行作業の期間に限らず、契約後で必要な手続を行えばいつでも指定の解除を行う工事ができます。
279	別紙31 報告書 平成27年3月	14 19	表3.4 図5.1	ふっ素の溶出量基準不適合地点I-B2-⑦およびI-B2-⑧について、深度方向の記載がありません。汚染深度は14頁表3.4に示す土壌試料採取深度と考えて宜しいでしょうか？また、19頁図5.1に示す範囲が土壌汚染範囲と考えて、今後の調査により汚染土壌範囲が増えた場合は見積範囲外として宜しいでしょうか。	I-B2-⑦及びI-B2-⑧は深度方向の汚染状況が特定できていませんが、当該2単位区画の土壌はどの深度でも土壌汚染対策法に基づく汚染土として処理する必要があります。 【別紙31 土壌調査報告書 抜粋】新市庁舎整備予定地土壌調査業務委託報告書のP19図5.1に示す範囲が法に基づく区域の指定を受ける範囲になります。その範囲外で環境基準を超える物質が判明した場合は、物質の種類や濃度により土の受入先や処理費用が異なるため、発注仕様書のとおり費用負担も含め別途協議のうえ決定します。汚染土処理費用が発生した場合は設計変更の対象とします。
280	別紙17	-	第2回 平成11年4月 土質柱状図 7枚目平面図	報告書に記載のないボーリング調査位置(サクラギボウルNo.1~No.10・原ビルNo.1~No.3・住友生命No.1~No.5)の柱状図について、御指示ください。	【別紙17 地盤調査報告書 抜粋】に添付のボーリング柱状図以外に提供できるボーリング柱状図はありません。
281	別紙20	1	1. 下水再生水 引き込み位置	下水再生水の敷地周辺埋設位置について、御指示ください。	現在計画中ですが、【別紙20 下水道再生水概要】で想定している位置まで供給予定です。
282	別紙29	1 ~ 24	工作物 および 地中埋設物 位置図	別紙29記載以外に地中埋設物は無いと考えて宜しいでしょうか？また、別紙29記載以外に地中埋設物が発生した場合の見積は範囲外とし、平成32年1月31日仮使用認定および平成32年5月29日引渡しも遅れた期間の延期が認められると考えて宜しいでしょうか。	地中埋設物は他に無いと考えています。想定外の地中埋設物が仮に発生した場合は、その規模にもよりますが、別途協議します。
283	別紙29	20 ~ 24	埋設管 平面図 (1)~(4)	横浜アイランドタワー西側に敷地境界線を越えて接続しているインフラ等の埋設物は無いと考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
284	別紙35	1・2	横浜アイランドタワーとの接続イメージ図	横浜アイランドタワーとの接続計画や新庁舎建設工事における掘削時の隣接躯体への影響検討、工事費算出のため、横浜アイランドタワーの情報(一般図、区画図、構造図を含めた竣工図、地盤調査報告書、および山留め計画図)を御提示願います。	※【回答添付資料】(01_図面等 01_横浜アイランドタワー)をご参照ください。 なお、区画図、地盤調査報告書はお示しできません。
285	別紙36	1	馬車道公共駐車場とのイメージ図	馬車道公共駐車場との接続計画や新庁舎建設工事における掘削時の隣接躯体への影響検討を行うため、馬車道公共駐車場の情報(構造図を含めた竣工図、地盤調査報告書)を御提示願います。	馬車道公共駐車場の構造図、地盤調査報告書はお示しできません。
286	参考1	1	総合工程表(案)	埋蔵文化財の発掘調査の延期や汚染土壌範囲の変更に伴う工程の延期等が生じた場合、平成32年1月31日仮使用認定および平成32年5月29日引渡しも、着工が遅れた期間の延期が認められると考えて宜しいでしょうか？御指示ください。	工事請負契約約款(設計・施工一括)第22条の規定により協議を行います。
287	発注仕様書	7	第2-2-(7)	埋蔵文化財の発掘調査を行う時期について、御指示ください。	平成27年7月から平成28年3月までを予定しています。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
288	発注仕様書	7	第2-2-(7)	埋蔵文化財の発掘調査を行うにあたり設置する仮囲いおよびゲートの仕様と位置について、御指示ください。	仮囲いの仕様は、幅500mm×高さ3000mm×厚み1.2mmフラットパネルで、ゲートの仕様は、幅6300mm×高さ4500mmを予定しています。仮囲いは、【別紙29 工作物及び地中埋設物位置図】18/24、19/24 舗装平面図の撤去済舗装（予定）範囲に示すオレンジ色の枠線部分に設置する予定です。ゲートは、栄本町線側の既存出入口部に設置する予定です。
289	発注仕様書	8	第2-2-(8)	建設予定地に仮置き保管状態にあるオブジェの大きさと重量、保管方法、養生等について、御指示ください。	構造については、【別紙29 工作物及び地中埋設物位置図】17/24 施設撤去構造図（3）をご参照ください。保管場所は、市所有地を想定しており、適切な保管、養生等を検討してください。
290	発注仕様書	-	該当なし	横浜アイランドタワー部の敷地を借りる場合は、無償支給と考えて宜しいでしょうか。	借用範囲等を決定のうえ、横浜アイランドタワー管理等関係者と協議し決定します。
291	発注仕様書	-	該当なし	敷地外へのアースアンカー（除去式）施工は可能と考えて宜しいでしょうか。	原則不可とします。 なお、採用を検討する場合は関係者と協議のうえ決定します。
292	発注仕様書	91	第5-2-(2)	「既存の杭については、本体工事への影響を十分に検討し、解体撤去する範囲を決定すること」と記載があるので、本体工事に干渉せず影響のないと考えられる杭は残置する計画としてもよいと考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
293	発注仕様書	91	第5-2-(2)	「既存の杭については、本体工事への影響を十分に検討し、解体撤去する範囲を決定すること」と記載があります。既存建物の基礎躯体についても本体工事に干渉せず影響のないと考えられる場合は残置する計画としてもよいと考えて宜しいでしょうか。	原則、既存基礎躯体については、全て撤去してください。
294	別紙29	2	地中埋設物位置図	前項質問内容で基礎躯体の残置が不可の場合、さくらぎビル基礎や原ビル基礎の解体工事が必要となる山留め壁が敷地境界線を越境いたします。越境しての施工を可能と考えて宜しいでしょうか。	原則、敷地内で施工可能な設計を行ってください。 なお、設計段階で、敷地境界線を越境することが判明した場合は、関係者と協議のうえ設計を行ってください。
295	参考1	1	総合工程表(案)	平成32年1月31日仮使用認定に影響しないことを前提とし、本体工事に干渉する地中埋設物の一部を施工段階で撤去しても宜しいでしょうか？可能な場合、施工段階で撤去する地中埋設物の撤去費用は入札金額に含めないものと考えて宜しいでしょうか。	設計段階において市監督員の承諾が得られる場合には、地中埋設物の一部を本体工事の施工段階で撤去することを可とします。費用については、【別紙5 全体所掌区分表】に記載のとおりです。
296	発注仕様書	11	2-6	適用分類表-安全性-耐震-構造体の適用水準が「I類」に指定されていますが、37頁3-(5)ア（イ）及び（ウ）に示してある設計用地震動、地震波および耐震性能に示されているクライテリアを満足すれば、「I類」の要求性能「大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できる」を満足するとしてよろしいでしょうか。	構造体の耐震性としては「官庁施設の基本的性能基準」を満足し、かつ発注仕様書に記載のクライテリアを満足する計画としてください。
297	発注仕様書	36	3-(3)	「地下・基礎などのSRC、RC造部分 S造のスラブ部分」と記載がありますが、地上部分（1F床から上）については耐久性性能目標は適用されないとしてよろしいでしょうか。	耐久性性能目標は、地上部分を含む鉄筋コンクリート躯体部分に適用してください。
298	発注仕様書	38	3-(5)-ア	長周期地震動の評価ならびにハイブリッド合成にあたっては、入札参加者の知見に基づき行ってよろしいでしょうか。更に、提供されている大正型関東地震の工学的基盤での短周期側の予測波形については、入札参加者の知見に基づき再評価を実施したものを地震動の候補としてもよろしいでしょうか。	長周期地震動の評価及びハイブリッド合成の方法については指定はありませんが、構造評定等で妥当性を説明できる方法としてください。 大正型関東地震の工学的基盤での短周期側の予測波形については、市が提供したデータを地震動の候補としてください。
299	発注仕様書	38	3-(5)-ア	参考情報として、市が統計的グリーン関数法に用いた経験的サイト特性についてデータを提供願います。	経験的サイト特性についてのデータは提供できません。
300	発注仕様書	39	3-(5)-オ	①、②に「荷重指針による風洞実験で得られる結果によって」との記載がありますが、構造骨組用及び外装材用の風力係数、風圧係数については風洞実験による評価以外に、入札参加者の知見に基づき評価を行ったものとしてもよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載の方法で評価してください。
301	別紙17	22	地盤調査	平成4年11月の地盤調査報告書において、22ページの断面想定図g-g'ではボーリング調査「住友生命1」が含まれているが、貸与いただいた断面図では「住友生命1」の情報を読み取ることが出来ないため、地盤情報があれば公開願います。	【別紙17 地盤調査報告書 抜粋】に添付のボーリング柱状図以外に提供できるボーリング柱状図はありません。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
302	発注仕様書	15	2-(2)	「大岡川沿いには、敷地境界線から幅6mを基本とした水辺のいこい空間を整備」とありますが、敷地境界線から敷地内に6mとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、「水辺のいこい空間」は、北仲通南地区再開発地区計画の「公共空地A(約1,000m <sup>2</sup> )」及び北仲通地区まちづくりガイドラインの「水際線プロムナード」に該当する部分となります。
303	別紙38	1		各接続部分は消防法上の別棟として想定される工事を見込み、設計段階において関係機関協議により想定外の追加費用等が発生した場合には横浜市殿の負担と考えてよろしいでしょうか。	【別紙38 本施設以外への接続における想定される工事】に記載の想定から著しく上回る指導等がある場合は【別紙10 リスク分担表】によります。
304	発注仕様書	14	2-(2)	「2階デッキ」、「連絡デッキ」について、当該部分の照明器具等の工事区部をご教示ください。本工事となる場合、仕様等があればご教示ください。また、本工事の場合、電源は市庁舎建物からの供給と考えてよろしいでしょうか。	2階デッキの照明器具は本件工事の発注範囲です。仕様については、「発注仕様書(P45) 5」(1)及び(2)を参照してください。また、電源は市庁舎からの供給としてください。 なお、連絡デッキについては本工事に含まれません。
305	別紙9	2		「商業部分の施工区分及び見積区分」について「各種防災設備(非常放送設備)」に関連して、テナントローカル放送を設置した場合に必要なカットリレー設置はB工事と考えてよろしいでしょうか。	カットリレー装置について、カットリレー動作の為の非常放送設備側の機器及びテナント内端子盤までの配線をA工事とし、以降二次側配線、カットリレー設置はB工事とします。
306	別紙11	1	電気設備	「表記内容の説明-電気設備-照明-照度」に関して、「必要とする室の平均照度(1x)を示す」とありますが、一般執務室等の机上視作業を想定できる室についての基準面はJIS Z9110:2010により床上0.8mと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
307	発注仕様書	49	5-(9)	構内情報通信網設備-ネットワークA(B)に関して、OA707部分はOA707内のところがし配線として、19インチラックから執務机までの配管は不要と考えて宜しいでしょうか。	OAフロア内の配管は不要ですが、19インチラックは各階EPS内に設置する想定ですので、EPSからOAフロアまでに配管が必要な場合は本件工事の発注範囲に含まれます。なお、壁貫通枠の設置も本件工事の発注範囲に含まれます。
308	発注仕様書	50	5-(10)	構内交換設備 OA707部分はOA707内のところがし配線として、端子盤から執務机までの配管は不要と考えて宜しいでしょうか。また、モジュージャックは配線工事と考えて宜しいでしょうか。	OAフロア内の配管は不要ですが、端子盤は各階EPS内に設置する想定ですので、EPSからOAフロアまでに配管が必要な場合は本件工事の発注範囲に含まれます。なお、壁貫通枠の設置も本件工事の発注範囲に含まれます。 また、モジュージャックは配線工事とします。
309	別紙6	10		「特殊設備工事」は電源工事、配管工事、配線ルートと機器設置場所の確保までが本工事(A工事)で、機器及び配線等は別途工事との認識でよろしいでしょうか。	特殊設備の中でも設備ごとに異なるので【別紙6 施工・見積区分表】及び【別紙5 全体所掌区分表】をご参照ください。
310	発注仕様書	47	5-(6)	変電設備において「非常用発電機系統については…変圧器までを含んだ高圧部分及び低圧盤への幹線を二重化すること」とありますが、低圧盤は電気室内に設置する低圧配電盤を指すと考えて宜しいでしょうか。	低圧盤とは各使用場所の近傍に設置される電灯分電盤、動力分電盤などとお考えください。
311	発注仕様書	66	6-(6)	自動制御設備 66項最下部に「計量、計測に当たっては、個別計量値の計測値と管理区域ごとの合計値が表示できるとともに」に関して、電力・熱量・水等の個別計量を行う範囲の基準等ありましたらご教示ください。	発注仕様書(P66)記載の表によります。
312	発注仕様書	63	6	機器、配管等の仕様は国交省仕様で宜しいでしょうか。	横浜市建築局機械設備工事特別仕様書で定めている設計図書の前順位にならう仕様としてください。
313	発注仕様書	67	6-(7)-イ	給水量の算定に当たり、基本は横浜市水道局の給水装置工事設計・施工指針の第3章 給水装置の基本計画の中に記載の「建物種類別単位給水量・使用時間・人員」の表を基に行うと考えて宜しいでしょうか。	基本的には指針を参照しますが、入札参加者の実績を踏まえ、支障のない合理的な計画としてください。
314	別紙20	1		下水再生水の引込み管のサイズをご教示ください。	管径はφ200~300mm程度を予定しています。
315	発注仕様書	67	6-(9)	敷地内は雨水と汚水・雑排水は分流としますが、建屋内は「建築設備計画基準」により汚水と雑排水の合流方式でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
316	発注仕様書	22	6-(5)-カ-(ウ)	衛生器具数の算定に当たり、男子：使用人数×0.65、女子：使用人数×0.45となっており、合計すると1.1となりますが、男女比の変動を考慮しフレキシブルに対応できるように計画する必要があるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
317	別紙5	1	特殊設備工事	簡易型水素ステーション用途は自動車燃料と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
318	発注仕様書	13	(6)	・再生可能エネルギーによるエネルギー削減量にP.49_イ_太陽光発電設備や別紙7ESP計画条件におけるCGSおよび下水道再生水ヒートポンプの削減効果を考慮してよいでしょうか。	太陽光発電設備はエネルギー削減量に含まれます。CGSや下水再生水は削減効果としては考慮しないでください。
319	発注仕様書	65	(3)	・基準階執務室に関しては、将来的な局所負荷増加に対応することを配慮すること。とありますが将来的な局所負荷として執務室面積あたり何W/m2見込めばよいでしょうか。	各フロアの執務面積の10%程度が会議室に変更されることを想定してください。
320	別紙11	7, 12	展示ブース (ガラスショーケース)	・ガラスショーケースおよび展示品保管スペースは博物館、美術館展示用の湿度調整付きショーケース(保管庫)を設置するものと考えてよいでしょうか。また温度調整はショーケースおよび保管庫の設置している部屋の空調にておこなうものと考えてよいでしょうか。	お考えのとおりで構いませんが、【別紙11 諸室等性能表】の記載内容と同等の機能が確保できる場合は、これに限定するものではありません。
321	入札・契約手続	6	3-(1)-(ウ)	設備設計について自社で設計業務を受託しますが、契約締結後にその一部を再委託すると考えた場合、現時点で(j)設計に係る通知書の提出ができませんが、契約締結後に設計コンソーシアムに参加させることは可能でしょうか。	設計コンソーシアムについては、【別紙39 施工コンソーシアムの構築について】に示すとおり、元請事業者と設計受託者を指します。 施工コンソーシアムについては、本工事の中核を担う一次下請け等(再委託契約)の一部により構成されると考えています。 契約締結後に再委託する設計事業者については、施工コンソーシアム組成計画書作成段階において協議します。
322	発注仕様書	31	第3-(8)	「建物内への水の流入を防ぐため、防潮板などの浸水対策を講じること」と記載がありますが、地下周辺施設との接続計画があるため、周辺施設からの浸水対策は周辺施設側にて地上レベルでの対応がされていると考え、当該計画についても地上レベルにて防潮板などの対策を講じることと考えてよろしいでしょうか。	本施設の地上レベルでの流入対策に加え、地下での接続先施設からの流入対策も検討し、計画してください。 《参考》 横浜アイランドタワーの防潮板の設置状況については、※【回答添付資料】(01_図面等 01_横浜アイランドタワー)をご参照ください。 馬車道公共駐車場については、地上部出入口に防潮板が設置されています。 みなとみらい線馬車道駅については、地上部出入口に防潮シートが設置されています。
323	発注仕様書	8	2-2-(8)	契約締結後のオブジェの保管は落札者負担となっていますが、この間、落札者が善意注意義務を果たした上で損傷等が発生した場合は免責と考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約約款(設計・施工一括)第28及び30条に基づき、協議を行います。
324	発注仕様書	75	4-1-(4)	市庁舎建設記録の作成とありますが、作成にあたっての仕様をご教示願います。	設計段階の打合せ等の画像・動画、工事中の施工画像・動画、パース及び完成状況に関する60分程度のナレーション付き動画データを作成し、編集前の画像・動画データと併せて提出することを想定しています。 データ作成のみです。
325	発注仕様書	76	4-1-(6)	隣接する建物等に汚損、破損した場合の補償は落札者の負担とありますが、契約優先順位が発注仕様書よりも上である、工事請負契約約款第29条「第三者に与えた損害」の文言を正とする認識で宜しいでしょうか?	ご認識のとおりです。
326	発注仕様書	92	5-4-(5)	「一般管理費、間接工事費の率計算による積算は、随意契約における調整計算をする」との記載がございしますが、具体的にどのような算出法を取るのかご教示下さい。	具体的な調整計算については、解体撤去その他工事の設計内容を考慮したうえで、積算時に検討します。
327	発注仕様書	7	2-2-(7)	仮囲いについて引継ぐ方法、必要な費用についてご教示下さい。	「発注仕様書(P7) 第2 2 (7)」によります。仮囲いの損料は不要です。 管理を引き継いだ仮囲いの盛り替え、追加、補強、管理、撤去等は本件工事の発注範囲に含まれます。
328	発注仕様書	4	1-6-(2)	物価指数は、建設工業経営研究会「東京・経研標準建築費指数」を基に市が算出する指数を使用するとありますが、「経研標準建築費指数季報」から算出するという認識で宜しいでしょうか。また、どの指数を用い、どのように算出するのか具体的にご教示下さい。	「経研標準建築費指数季報」から算出するというご認識のとおりです。また、具体的な指数の算定については協議によります。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
329	入札・契約手続			<p>応募者自ら設計を行うが、一部業務（デザイン監修・工事監理など）を委託する場合、「（様式1号）設計に係る通知書」に、委託先事業者名は記載する必要があるとの認識で宜しいでしょうか？また委託先事業者の見積書についても提出する必要がないとの認識で宜しいでしょうか？</p> <p>もし一部業務の委託先事業者名を記載する必要がある場合、「（様式2号）設計業務実績調書」「（様式3号）配置管理技術者届出書」「（様式4号）同意書」については、元請設計者となる応募者のみの提出が必要で、一部委託先事業者の提出は不要との認識で宜しいでしょうか？</p>	<p>入札参加者が「自社で設計を行う場合」とは、工事監理を含む設計業務（以下設計業務という。）の総括管理として自社に所属する管理技術者を配置して業務を行う場合をいいます。一方、「自社で設計を行わず他社へ委託する場合」とは、他社である設計受託者に所属する管理技術者を設計業務の総括管理として配置し業務を行う場合をいいます。</p> <p>入札参加者が自社で設計を行う場合は、設計業務の一部を委託しても「設計に係る通知書」へ委託先事業者を記載する必要はありません。また、委託先事業者の見積書も必要ありません。</p>
330	入札・契約手続			<p>「(5) 入札参加者が本体工事における設計を自ら行わない場合は、次の要件を全て満たす設計受託者に設計を委託すること。」とあります。</p> <p>建築士法の改正（施行：平成27年6月25日）により、延床面積が300㎡を超える建築物について、設計又は工事監理業務の一括再委託が禁止となります。本件における設計又は工事監理の委託を行う場合についてはどのように考えればよろしいでしょうか。</p> <p>また建築士法も勘案した設計・施工コンソーシアム組成方法も含め、どのような契約形態を想定されているのかあわせてご教示願います。</p>	<p>建築士法では設計又は工事監理業務（以下設計業務という）の一括再委託が禁止されているため、本件においても設計業務の全てを他社に委託することは想定していません。そのため、設計受託者に委託する場合であっても、入札参加者は設計業務の一部を担うとともに、入札参加者と予定設計受託者の設計業務分担について明確しておく必要があります。</p> <p>設計コンソーシアムについては、【別紙39 施工コンソーシアムの構築について】に示すとおり、元請事業者と設計受託者を指します。</p>
331	入札・契約手続			<p>設計受託者の要件として、横浜市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこととありますが、横浜市内に事業所を持っていない場合を想定していないということでしょうか？</p>	<p>設計受託者は横浜市内に事業所を有していない事業者でも構いません。ただし、その場合であっても納税証明書（消費税及び地方消費税について未納税額のない証明）及び横浜市税の納税調査のための同意書の提出は必要です。</p>
332	入札・契約手続			<p>イ単体企業の入札参加手続き（イ）入札参加資格確認申請に係る提出書類の中で、自社で設計を行う場合には、予定設計受託者に関する(o) (p) (q) (r) (s)の書類の提出は不要と考えます。宜しいでしょうか？</p>	<p>お考えのとおりです。</p>
333	入札・契約手続			<p>施工実績調書（第2号様式）とありますが、これは貴市HP内「ヨコハマ入札のとびら」にある <a href="http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/p?job=DownloadList">http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/p?job=DownloadList</a> のページ所載の「施工実績調書（第2号様式）」を用いるものと考えてよろしいですか</p>	<p>お考えのとおりです。</p>
334	入札・契約手続			<p>(カ) 契約書等の写しは、業務名、契約金額、履行期間、発注者、受託者及び業務内容（入札参加資格条件に係る部分のみ）を確認できる部分のみでよいこととありますが、設計図書については高さ90m以上であることがわかる図面等を添付する形で宜しいでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
335	入札・契約手続			<p>設計受託者に設計を委託するが、入札参加者も一部設計業務を行う場合について、的確な参加申請書式が見当たりません（様式1号「設計にかかる通知書」におけるご指示を前提とすると片方にしか○がつけられません）。設計事務所＋入札参加者で設計共同企業体を組成するスキームでの参加申請方法についてご教示ください。</p>	<p>入札参加者と別事業者との「設計JV」は認めません。設計受託者に設計を委託する場合には、「設計に係る通知書」においても「自社で設計を行わず、以下の事業者へ委託します」を選択することになります。</p> <p>なお、自社で設計を行わず設計受託者に委託する場合、設計受託者は単体・JVのいずれでも構いません。設計受託者がJVの場合、「入札説明書 2（4）イ」の入札参加資格は構成員ごとに満たす必要がありますが、「2（4）ア」及び「2（4）ウ」の入札参加資格は構成員ごとに満たす必要はなく、JVとして満たすことができれば参加は可能です。</p>
336	入札・契約手続			<p>入札説明書4ページの(4)アイウの資格を全て満たし自社で設計を行うが、デザイン監修業務について他の事業者に委託する場合には、（様式1号）設計に係る通知書には「自社で設計を行います。」に○をつけ、委託先については記載の必要はないと考えて宜しいでしょうか？また、この場合委託先からのデザイン監修業務見積書の提示は必要でしょうか？</p>	<p>「設計に係る通知書」への記載方法についてはお考えのとおりです。また、一部業務の委託先からの見積書の提出の必要はありません。</p>

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
337	入札・契約手続			入札説明書4ページの(4)アイウの資格を全て満たし自社で設計を行うが、一般監理業務について他の事業者へ委託する場合には、(様式1号)設計に係る通知書には「自社で設計を行います。」に○をつけ、委託先については記載の必要はないと考えて宜しいでしょうか？また、この場合委託先からの一般監理業務見積書の提示は必要でしょうか？	「設計に係る通知書」への記載方法についてはお考えのとおりです。また、一部業務の委託先からの見積書の提出は必要ありません。
338	入札・契約手続			「(様式4号)同意書」について、有効期間の開始年月日が空欄となっておりますが、こちらは同意書提出日を開始年月日として記載することで宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
339	実施要領書	2	I-1-(2)-イ	「執務室階の床面応答加速度の最大値 (gal)」とありますが、「執務室階」が指す階は、発注仕様書の【別紙11諸室等性能表】の室名に示された「〇〇執務室」が配置される8階から32階と考えて宜しいでしょうか。	【別紙11 諸室等性能表】のフロア欄で8階以上となっている室が配置される階を指します。
340	実施要領書	5	11	技術提案の内容に基づいて積算した金額をもって入札することとありますが、提出の書式は添付文書 設計書(PDF形式)の工事費内訳書で宜しいでしょうか。また、その場合、見積条件は工事概要の下に記載で宜しいでしょうか。	提出の書式は任意です。ただし、見積り条件は記載しないでください。
341	実施要領書	6	13	プレゼンテーション・ヒアリングにおけるプレゼン資料については、別途指示があるものと考えて良いでしょうか？	プレゼンテーション・ヒアリングの詳細は10月末までに入札参加者にお知らせします。
342	実施要領書	6	13-(5)	プレゼンに参加する人員について、技術者(5名以内)とあります。技術者とは発注仕様書の【別紙1用語の定義】で示された「監理技術者」「専門技術者」「管理技術者」のことでしょうか？それ以外の技術者はあれば示してください。	ここでいう技術者とは、【別紙1 用語の定義】に限りません。本工事の設計及び施工に係る配置予定の技術者であれば、参加は可能です。
343	実施要領書	6	13-(5)	プレゼンに参加する人員については配置予定の技術者(5名以内)とするとありますが、設計(管理技術者・意匠・構造・設備)・施工(現場代理人・監理技術者等)・監理・デザイン監修等含めると5名ではおさまりません。よりの確な質疑応答のために、5名以内⇒8名以内に増員をお認めいただけないでしょうか？	プレゼンに参加する人員については配置予定の技術者5名以内としてください。
344	実施要領書	8	②技術資料	様式等の欄において、「会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者名を特定できる表現は不可」とありますが、発注仕様書別紙42において、設計・施工体制に関する提案について「「デザイン監修者」の氏名及び所属法人について記載した体制表を示すこと。」とあるため、応募者の特定ができなければ、設計・施工体制に関する提案において、デザイン監修者やそれ以外の委託先の氏名及び所属法人の記載は、必要に応じて可能との認識で宜しいでしょうか？	「デザイン監修者」の氏名及び所属法人の記載については、実施要領書別紙2に示す「押印あり1部」に記載してください。「押印なし19部」については、氏名及び所属法人は記載しないでください。
345	実施要領書	8	③添付資料1-(2)	各階平面図として(縮尺1/800)と指定されています。一方、発注仕様書の【参考3 参考図7/7】基準階平面図で示された縮尺は、1/800と異なるように見受けられます。基準階平面図に限り、縮尺は異なってもよいと考えてよろしいでしょうか？	全て縮尺1/800としてください。
346	実施要領書	8	③添付資料1-(2)	各階平面図には高層部頂部の平面図、及び屋根伏図の提出は必要ないでしょうか？	特に必要はありません。提案に応じてご判断ください。
347	実施要領書	8	⑥添付資料4-(8)、(9)	ビューポイントからのパースの提出が求められています。さらに【デザインコンセプトブック】では、3-2.地区に建つ建築のあり方(13-14頁)が述べられています。都市景観のなかで新市庁舎の全体像を把握するためには、視点場からのパースだけではなく、あらゆる視点からの見え方や周辺の建物との関係など、模型による判断が適していると考えます。模型の提出を可能としてよいでしょうか？	模型の提出は不可とします。
348	実施要領書別紙1	8	⑥添付資料4-(9)	外観パースのその他2カット(1枚)とありますが、A3×1枚に2カットレイアウトすると解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
349	発注仕様書	3	5-(4)-ア	別途工事に対応する実施設計の工期の記載がありませんが、引き渡し後の平成32年5月30日以降に生じる別途工事についての実施設計は新規の随意契約として取り扱い、本年10月13日〆切で提出となる設計にかかる入札額の外と解してよろしいでしょうか。	別途工事は全て平成32年5月29日までの完了を想定しています。
350	発注仕様書	3	5-(4)-ア	「工事請負契約日」とは、平成27年12月頃に見込まれる仮契約日と解してよろしいでしょうか。	平成28年2月頃を予定している本契約締結日を指します。
351	発注仕様書	3	5-(4)-イ	着工に先立つ工事(先行工事)について、具体的にどのような工事かご教示願います。	鋼材の調達などを想定していますが、具体的には落札者の設計・施工計画によります。
352	発注仕様書	3	5-(4)-ウ-(7)	「工事請負日」とは、(4)アに記載されている「工事請負契約日」と同様に、平成27年12月頃に見込まれる仮契約日と解してよろしいでしょうか。	平成28年2月頃を予定している本契約締結日を指します。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
353	発注仕様書	3	5-(4)-ウ-(イ)	「解体撤去その他工事」の着工予定時期が「解体撤去その他工事の設計・監理業務」の履行期限の1.5ヶ月後になっているのはなぜですか？	本工事で実施する「解体撤去その他工事」の設計業務完了後に行う積算・契約締結期間を見込んでいるためです。
354	発注仕様書	5	9	技術提案実施計画書とは、p72の第4-1-オ(イ)にある技術提案実施計画書と考えてよろしいですか	お考えのとおりです。
355	発注仕様書	7	2-(6)	「解体撤去その他工事の施工(掘削)範囲に汚染土壌が含まれるため、【別紙29 工作物及び地中埋設物位置図】を参照し確認すること」とありますが、地中埋設物撤去を行う為に別途必要な土壌汚染対策費用(汚染土壌処理費用を除く)は本体工事ではなく、C工事(A工事の随意契約)と考えて宜しいでしょうか。	既知の土壌汚染処理に係る対策費用(汚染土壌処理費用を含む)はA工事に含まれます。
356	発注仕様書	8	2-(8)	「・オブジェは、事前に解体されており建設予定地に仮置き保管状態にある。落札者は、契約締結後にオブジェの保管を引き継ぎ、保管場所へ運搬を行うこと。・保管場所については、工事着手までに市内某所を別途指示する。」とありますが、オブジェは10tユニック車で揚重できる程度に分解されて仮置き状態にあり、保管場所は、横浜市内で、10tユニック車で運搬、荷卸し可能な場所との想定で宜しいでしょうか。異なる場合は費用を算出する為に必要な情報をご提示下さい。また、保管期間中に費用が発生する場合(借地料・オブジェの養生等)は、その想定費用をお教え下さい。	構造については、【別紙29 工作物及び地下埋設物位置図】17/24 施設撤去構造図(3)を参照し、運搬方法を想定してください。また、市では分解せず場内一時保管を予定しています。工事期間中の保管場所は、建設予定地から10km以内の市所有地を想定しているため借地料は不要です。適切な養生等を行ってください。
357	発注仕様書	8	3-(2)-イ	横浜市一団地認定基準・連担建築物設計制度基準の認定を想定とありますが、制度基準のうち下記について考慮しなくても宜しいでしょうか。 ・建築物の規模「垂直投影面に投影した長さを70m以下としなければならない」 ・建築物の配置「道路中心線及び隣地境界線から5m以上かつ各建築物の最高高さの1/5以上離さなければならない」	それぞれ、考慮して下さい。 ただし、規模については、周辺の状況により市街地の環境上支障ないと認められる場合はこの限りではありません。 配置については、建築物の配置計画が周囲の状況から安全上、防火上及び衛生上支障なく、周辺環境の維持に十分配慮した場合はこの限りではありません。
358	発注仕様書	9	4	2014年建築基準法施行令改正により、エレベータ昇降路は容積率対象外となりましたが、共用部面積として算入することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
359	発注仕様書	9	4	「2階デッキ」は上記面積に含まれないと記述がありますが、その他の外部デッキ・外部階段を共用部面積として算入することで宜しいでしょうか。	デッキ下1階の面積は、延べ面積の下限值140,500m <sup>2</sup> に含みません。 ただし、計画内容によって計画通知申請上の面積は、法令解釈により異なることもあり得ます。
360	発注仕様書	9	5-(1)	地下2階は馬車道駅の連絡通路と歩行者用通路で接続し、あわせてエスカレーター及び階段で屋根付き広場へつながる歩行者の動線を確保すること、とあります。さらに、【参考3 参考図1/7】地下2階平面図では、馬車道駅の連絡通路と地下2階駐車場がつながっています。馬車道駅の連絡通路と地下2階駐車場は、セキュリティレベルが異なるため、歩行者動線として接続する必要はないと考えて宜しいでしょうか。	地下2階駐車場から馬車道駅連絡通路への動線を確保した計画としてください。 また、利用形態を想定したセキュリティ計画としてください。
361	発注仕様書	9	5-(1)	本施設の地下1階を、横浜アイランドタワー地下1階のエレベーターホールと接続すると、エレベーター利用者や接続部通行者の動線が交錯し、さらに、横浜アイランドタワー利用者のセキュリティ管理などの問題が発生すると予想されます。接続の意図をご教示ください。	利便性の向上を想定しています。
362	発注仕様書	10	5-(3)	ESPに係る業務として、「発注に向けた資料作成の支援」とありますが、具体的にどのような資料を想定されているかご教示願います。	ESP事業者選定のための設計図書や、関係部署などへの説明資料作成などを想定しています。
363	発注仕様書	13	1-(4)	横浜市防災計画に基づきとありますが、想定在館職員4300人が活動されるエリアとフロアについてご教示願います。	設計段階で協議します。災害発生時に行政機能及び災害対策活動が維持できる施設としてください。
364	発注仕様書	14	2-(2)	桜木町駅方面からの連絡用ペDESTリアンデッキの接続や、将来的な北仲通北地区との接続も視野に入れ、とあります。それら連絡デッキの施工時期はいつになると考えればよろしいでしょうか？	桜木町駅方面からのペDESTリアンデッキについては、現在検討中のためお示しできません。 北仲通北地区との接続については、民間開発街区との接続になるため現在未定です。
365	発注仕様書	16	2-(3)-イ-(7)	桜木町駅方面からの連絡デッキの幅員は約7m、接続部の高さはTP+10.1m程度で想定しておくこと、とあります。北仲通北地区とをつなぐ連絡デッキについて、幅員と接続部の高さを示してください。	現段階で具体的な計画はありませんので、お示しすることはできません。
366	発注仕様書	17	2-(3)-ウ-(イ)	低層用エレベーターを地下2階に着床させると、【別紙14】で示されたセキュリティ区分レベル1とレベル2が接続することになります。その場合、通行権の分類②はどのようにするのか詳細を示してください。	【別紙13 エレベーター機能等一覧表】により、カードリーダーによる着床制御を想定しています。詳細は設計段階で協議します。
367	発注仕様書	17	2-(3)-ウ-(イ)	特定利用者用エレベーターの、「特定利用者」の用語の定義を示してください。	行政部分の特別職、市への来賓及び特定の庁舎管理関係者等を想定しています。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
368	発注仕様書	18	2-(4)-イ	セキュリティ区画内での専用階段は、ゾーニングイメージ図(参考2、2/2)で示されている「執務室内部階段(6箇所を実装)」に含まれるでしょうか？	含まれません。
369	発注仕様書	19	2-(5)-ア	各施設の使用想定が示されています。再開発地区計画図に示された歩行者用通路(6m)を、屋根付き広場内に通してもよろしいでしょうか？	地区施設である歩行者用通路(6m)は、屋根付き広場内に確保することは可能です。ただし、地区施設である広場の面積(約1,200m <sup>2</sup> )と兼ねることはできません。
370	発注仕様書	19	2-(5)-ア	各施設の使用想定が示されています。1階ホールとは、参考図1階平面図(参考3、3/7)で議会用EVに面したホールを除いた2か所と考えてよろしいでしょうか？	お考えのとおりです。ただし、あくまで参考図となりますので、ホールの数などを指定するものではありません。
371	発注仕様書	20	2-(5)-イ	高層用昇降機をバンク分けする場合、不停止階のEVホールを倉庫・会議室等の執務スペース面積(2,300m <sup>2</sup> ~2,500m <sup>2</sup> 程度)に含めることが可能でしょうか？	可能とします。
372	発注仕様書	20	2-(5)-ウ	海外との交流に配慮した計画とすること、とあります。具体的に何を示すのでしょうか？	【別紙11 諸室等性能表】に記載の、議場(国旗や市旗掲揚用設備)、放送室(同時通訳用ブース)、迎賓用応接室、視察受入・迎賓用会議室など、海外からの賓客対応を想定してください。
373	発注仕様書	21	2-(5)-オ	地下1階部分は、隣接(接続)する横浜アイランドタワーの商業施設との連続性に配慮した計画とすること、とあります。横浜アイランドタワーの商業施設の業種と、位置を示してください。	※【回答添付資料】をご参照ください。横浜アイランドタワー地下1階施設リスト(01_図面等 01_横浜アイランドタワー)
374	発注仕様書	23	2-(5)-キ	一般車(地下1階への駐車)と公用車など(地下2階への駐車)の動線は、極力交差することなく、とあります。一般車は公共駐車場接続部及び横浜アイランドタワー駐車場接続部を利用し、地下2階を通ることは可能でしょうか？もし可能な場合は、【別紙14】で示されたセキュリティ区分レベル1とレベル2が接続することになるので、通行権の分類②はどのようにするのか詳細を示してください。	一般車について、公共駐車場接続部及び横浜アイランドタワー接続部の利用は想定していません。
375	発注仕様書	23	2-(5)-キ	やむを得ず機械式駐車とする場合、ビット式の二段式を採用することは可能でしょうか？	ビット式の二段式は見込んでいません。詳細は設計段階で協議します。
376	発注仕様書	27	2-(6)-ウ	弁天橋付近の敷地内に、桜木町駅方面からの連絡デッキと地盤レベルつなく階段及び橋脚が設置されることを想定しておくこと、とあります。北仲通北地区とをつなぐ連絡デッキについても、敷地内に同様の想定をすべきでしょうか？	北仲通北地区とをつなぐ連絡デッキについては、現段階で具体的な計画はありませんが、敷地内の壁面後退部などに橋脚が設置されることを想定してください。
377	発注仕様書	27	2-(6)-ウ	弁天橋付近の敷地内に、桜木町駅方面からの連絡デッキと地盤レベルつなく階段及び橋脚が設置されることを想定しておくこと、とあります。弁天橋付近の敷地内に銀杏の木がありますが、伐採し撤去すると考えてよろしいでしょうか？	撤去の有無については設計段階における外構等の計画内容に応じて判断します。
378	発注仕様書	35	3-(1)-ア	「本施設の周辺状況から想定される漂流物」を具体的にご指示願います。	津波により本施設に衝突する可能性のある船舶、車両等を想定しています。
379	発注仕様書	38	3-(5)-ア-(ウ)	「サイト波2波については、超高層建築物に影響を与える長周期成分を考慮し(中略)都心南部直下地震は最新かつ適正な根拠による予測波形に(中略)増幅等を考慮し適切な手法で作成すること。」とありますが、どの知見や文献を参考にしたら良いかご指示下さい。	都心南部直下地震について、建設予定地の工学的基盤における予測波形データを提供します。※【回答添付資料】(03_構造)をご参照ください。なお、提供する加速度波形に、長周期地震動の予測波形をハイブリッド合成する必要はありません。
380	発注仕様書	42	4-(4)	低層用エレベーターを地下2階に着床させると、【別紙14】で示されたセキュリティ区分レベル1とレベル2が接続することになります。その場合、通行権の分類②はどのようにするのか詳細を示してください。	【別紙13 エレベーター機能等一覧表】により、カードリーダーによる着床制御を想定しています。詳細は設計段階で協議します。
381	発注仕様書	43	4-(5)	特定利用者用乗用エレベーターについて、乗用エレベーターにVIP管制機能を装備し、一時切離運転として運用することは可能でしょうか？	不可とします。
382	発注仕様書	45	5-(1)	5-(1)に「屋外及びビットに設置する機器及び材料は重耐塩仕様とすること」とあります。一方、p63の6-(1)には「塩害対策を行い、塩害による耐久性の低下を防止する対応を行うこと」とあります。これに関し、6-(1)についても「重耐塩仕様」と解釈してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
383	発注仕様書	47	5-(6)-ア	「変圧器までを含んだ高圧部分及び低圧盤への幹線を二重化すること」とありますが、二重化する範囲としましては、高圧サブ変の変圧器への高圧幹線と解釈してよろしいでしょうか？	電灯分電盤、動力分電盤までの幹線を二重化としてください。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
384	発注仕様書	49	5-(8)-ウ	(7)に「電源・ガスなどのインフラ工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこと。」とあります。また(4)に「公称出力200kVA以上の産業用燃料電池設備を設置すること」とあります。左記については、「公称出力200kVA以上の産業用燃料電池設備を設置できるようなインフラ・設置場所などの確保する設計を行った上で、燃料電池設備自体については別途工事」という解釈でよろしいでしょうか。	燃料電池設備自体についても本件工事の発注範囲に含まれます。
385	発注仕様書	51	5-(11)-ア	ア(時刻表示)については、イ(マルチサイン設備)と同様に、配管・電源及び設置スペースの確保を行うということでしょうか。それとも、アおよびウに関しては、機器・配線も含めて見積に見込むということでしょうか。	時刻表示設備は本件工事の発注範囲に含まれます。
386	発注仕様書	51	5-(11)-ウ	ウ(登退庁表示設備)については、イ(マルチサイン設備)と同様に、配管・電源及び設置スペースの確保を行うということでしょうか。それとも、アおよびウに関しては、機器・配線も含めて見積に見込むということでしょうか。	登退庁表示設備は本件工事の発注範囲に含まれます。
387	発注仕様書	63	6-(1)	6-(1)には「塩害対策を行い、塩害による耐久性の低下を防止する対応を行うこと」とあります。一方、p45の5-(1)には「屋外及びピットに設置する機器及び材料は重耐塩仕様とすること」とあります。これに関し、6-(1)についても「重耐塩仕様」と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
388	発注仕様書	67	6-(7)-イ	「災害時の対策として、飲料水を 想定在館職員数×4L×7日分 以上確保すること」とありますが、ここでいう「想定在館職員数」とは、同要求水準書13頁1-(4)に記載のある、災害時の想定在館職員数4300人の事を指すと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
389	発注仕様書	67	6-(7)-ウ	「災害時の対策として、便所の洗浄水を 想定在館職員数×10L×3回/日×7日分 以上確保すること」とありますが、ここでいう「想定在館職員数」とは、同要求水準書13頁1-(4)に記載のある、災害時の想定在館職員数4300人の事を指すと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
390	発注仕様書	70	1-(2)-イ-(エ)	「デザイン監修者は、横浜市都市美対策審議会景観審査部会及び都市景観アドバイザーからの意見や「横浜市新市庁舎デザインコンセプトブック」を参考にし、設計への反映を行うなど、より良い施設の具現化に向け. . . 」とありますが、横浜市都市美対策審議会のメンバーをデザイン監修者に選任することは可能でしょうか。	不可とします。
391	発注仕様書	73	1-(3)-ア	「打合せ簿」についてはその形態や書式に何らかの定めはありますか	打合せ簿の書式はあります。
392	発注仕様書	73	1-(3)-ア	会議体のイメージという表がありますが、デザイン監修者が関わる会議体があれば示してください。	会議体のイメージを参考に、設計段階及び施工段階の各種会議に必要なに応じて適宜参加する事を想定してください。また、都市景観アドバイザーや横浜市都市美対策審議会に向けた打ち合わせ等に出席してもらうことを想定しています。
393	発注仕様書	75	1-(4)-イ-(イ)	「落札者は、パンフレットの電子データを作成すること。」とありますが、どの程度の内容でしょうか。参考事例等、費用を算出できる内容の情報をご提示下さい。	A4サイズ10ページ以内に、工事概要・図面・パース等を配置したものを、設計段階に1度、施工段階に1度、竣工時に1度作成することとします。
394	発注仕様書	75	1-(4)-イ-(イ)	落札者はパンフレットの電子データを作成することとありますが、この費用は「施工」「設計」どちらの分野で見るのがよろしいでしょうか。	パンフレットの電子データ作成は、設計段階に1度、施工段階に1度、竣工時に1度作成することとし、費用については、設計段階のものは「設計」に見込み、施工段階及び竣工前のものは「施工」に見込むものとします。
395	発注仕様書	75	1-(4)-イ-(ウ)	「落札者は、工事中の記録(ナレーション付きのビデオなど)を作成し、電子データで提出すること。」とありますが、参考事例等、費用を算出できる内容の情報をご提示下さい。例えば、動画ではなく静止画像の編集(キャプション付き)によるビデオ化という形でも差支えないでしょうか。	設計段階の打合せ等の画像・動画、工事中の施工画像・動画、パース及び完成状況に関する60分程度のナレーション付き動画データを作成し、編集前の画像・動画データと併せて提出することを想定しています。 なお、具体的な内容・構成等については市監督員との協議によります。 データ作成のみです。
396	発注仕様書	75	1-(4)-イ-(ウ)	工事中の記録(ナレーション付きのビデオなど)とありますが、この作成費用は「施工」「設計」どちらの分野で見のがよろしいでしょうか。	「施工」に見込むものとします。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
397	発注仕様書	76	1-(5)-イ	環境アセスメントの修正支援とは、修正に係る評価項目の再検証及び資料作成を行い、関係機関との協議などについて支援することとありますが、日照障害・風洞実験・交通量調査に要する実費は本工事の設計・監理業務費用には含まれないと考えて宜しいでしょうか。	再検証に必要となる調査等は本件工事の発注範囲に含まれます。調査等の内容については、【別紙30 北仲通南地区大規模建築物に係る環境影響評価について】に記載の内容を踏まえて判断してください。
398	発注仕様書	76	1-(5)-イ	アセスメントの修正支援で、風害については模型を用いた風洞実験を省略し、計算機上での検討としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
399	発注仕様書	82	2-(5)-カ	補助申請等について、現在具体的に想定されているものがあればご教示願います。	本件工事のうち屋根付き広場、随意契約予定の解体撤去その他工事の工事費については、社会資本整備総合交付金の導入を想定しています。その他については、現時点で補助採択や適用範囲は決まっています。
400	発注仕様書	82	2-(5)-コ	設計変更業務について、変更内容及び変更理由などにより、別途追加業務費に関し協議させていただく余地はあるのでしょうか？	設計変更については工事請負契約約款（設計・施工一括）第19条によります。
401	発注仕様書	82	2-(5)-キ	「都市再開発法に係る資料」を具体的にお示しください。	「北仲通南地区第二種市街地再開発事業」の施行者（独立行政法人都市再生機構）が事業計画の変更等を行う際に必要となる図面等を想定しています。
402	発注仕様書	82	2-(5)-ケ	ケ商業計画との調整において、「設計者は、商業計画や商業テナント貸付方法などについて、市と十分に調整を行うこと。」とありますが、いわゆる内装監理業務については、本業務とは別途と考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
403	発注仕様書	84	3-(3)	工事監理業務について、「ア 一般監理業務」と「イ 設計意図伝達等の業務」が記載されていますが、本発注仕様書内で記載される監理者は、ア・イの両方の監理者を指していますか？（例：発注仕様書p84 3-(1)に記載の「常駐監理」については、ア・イの両方の監理者の常駐を想定されていますか？） （例：発注仕様書p73の「会議体イメージ」における監理者はアのみのイメージでしょうか？）	ア・イ両方の管理者を指しています。
404	発注仕様書	84	3-(3)-ア	一般監理業務については、設計段階において設計業務を行った者以外が行うこと、とあります。 85頁3-(3)-イ設計意図伝達等の業務、とは兼務できないと考えてよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
405	発注仕様書	88	4-(3)-ク	取扱説明会の動画を撮影し(中略)提出すること、とありますが、ホームビデオ機程度の機材で全時間帯のものを編集なしで提出することでもよろしいでしょうか。また「提出」については別紙1の29) 項の定義で「書面又はその他の資料を説明し、差し出す」となっていますがこの動画の提出に際しての「説明」はデータの種類や再生方法を説明する程度、と考えてよろしいでしょうか。	ホームビデオ機程度の機材での撮影を可とし、編集は行うこととします。また、提出に際してデータの種類、再生方法及び動画の内容について説明することとします。
406	発注仕様書	90	4-(6)-ウ	「建設発生土の処理に当たっては、本工事の契約までに別途土砂検定を実施し、その結果を基に受入先協議を実施する予定である。」とあります。あくまで検定結果によりますが、基本的に自由処分を前提に受け入れ先を検討して宜しいでしょうか。尚、指定地処分を想定されている場合は、その指定地処分候補先をご提示下さい。	指定はしていませんが、本市臨海部・広域利用・首都圏利用の何れかの受入先を想定しています。また、市では自由処分は認めておりませんが、工事施工上やむを得ない等の場合には確認処分となることがあります。
407	発注仕様書	91	2	解体撤去その他工事の「工事の範囲は【別紙29 工作物及び地中埋設物位置図】に示す」とありますが、別紙29の施設撤去平面図(1)(2)の整備範囲内における、撤去済施設(文字を□で囲まれた施設)がそれに該当するのでしょうか。一部 街路灯や歩道灯撤去、階段撤去など、記載は有るものの、□で囲まれていない施設の取扱いも含めてご指示下さい。	発掘調査に伴い撤去処分を行うため「発注仕様書(P91) 第5 2」に示す解体撤去その他工事の範囲には、【別紙29 工作物及び地中埋設物位置図】の撤去済施設(予定)及び撤去済舗装(予定)は含まれません。また、撤去済施設(予定)及び撤去済舗装(予定)に含まれない一部の街路灯、歩道灯撤去、階段撤去、建物(営業所)などについてはA工事の範囲としてください。なお、発掘調査に関連し【別紙29 工作物及び地中埋設物位置図】18/24、19/24の撤去済舗装(予定)の除外範囲が変更となったため、※【回答添付資料】(01_図面等 03_その他)をご参照ください。
408	発注仕様書	91	2	解体撤去その他工事の「工事の範囲は【別紙29 工作物及び地中埋設物位置図】に示す」とありますが、当該工事及び本体工事期間中、大岡川沿いのウッドテラスへの通行や一般の立入りは出来なくなりますが、仮設の迂回路など設けなくて良いと考えて宜しいですか。	河川管理者の管理上の観点からウッドテラスへの出入口を確保する計画としてください。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
409	発注仕様書	91	2-(2)	C工事(A工事の随意契約)である解体撤去その他工事において、「撤去後は発生土にて埋め戻すこと」とありますが、発生土で現状地盤まで埋め戻すことは出来ない為、当該工事で掘り起こした発生土で均して整地し、法面などは安全な高さで安定した角度にて整成する程度、と考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
410	発注仕様書	92	4-(5)	「解体撤去その他工事の積算において、本体工事と同一種別がある場合、・・・積算額に本体工事の落札率を乗じて算出する」とありますが、本体工事の工事費内訳書は、落札者が算出した単価を準用し、市監督員と協議のうえ決定する為、通常の公共工事における落札率は適用されないと考えます。解体撤去その他工事の積み上げ項目の積算額に、本体工事落札率を乗じて算出するとは、どういった趣旨なのかご教示下さい。	具体的な算出について、解体撤去その他工事の設計内容を考慮したうえで、積算時に検討します。
411	発注仕様書参考1			総合工程表(案)において、本体工事欄に「先行作業」とありますが、これは発注仕様書p3 5-(4)-イに記載されている「先行工事」を指しますか？	ご理解のとおりです。
412	発注仕様書参考3			1階の栄本町線側の車出入口が2箇所ありますが、警察も了承済みでしょうか？	事前に打合せを行っていますが、駐車場出入口の位置は、設計段階において警察と協議のうえ決定します。 なお、参考3に示す図面上右側の出入口は、一部の公用車などの限定的な利用を、図面上左側の出入口は、一般車の利用を想定しています。
413	別紙1	2	12)	「設計図書」に基本設計図が含まれていませんが、これは基本設計図から実施設計図に移行するまでのあいだにも設計変更が起こる可能性を見込んでいたためと考えるとよろしいですか	設計変更が起こる可能性を見込んでいるためではありません。
414	別紙3			【建設予定地及び周辺測量図】図に示されている数値の単位はmで、TPを表すと考えてよろしいでしょうか？	お考えのとおりです。
415	別紙5			解体撤去その他工事において、既存建物地下躯体の空隙部の埋戻されている材料の撤去及び処分もC工事(A工事の随意契約予定)と考えて宜しいでしょうか。また、埋戻し材が判れば、その仕様をご提示下さい。	お考えのとおりです。当時の埋戻し材については、わかりません。
416	別紙5			杭、山留工事において障害が出た場合、その障害を撤去する工事は、解体撤去工事(C工事)で宜しいでしょうか。	解体撤去その他工事後の杭、山留め工事施工段階において障害が出た場合はA工事の範囲で協議します。
417	別紙5			「現場発生土による土壌汚染対策」の備考欄で、【別紙31土壌調査報告書抜粋】に記載されている基準値を超えた土壌についてはA工事とありますが、土壌汚染対策の一つとして、建築工事によって発生する基準不適合土壌を敷地内に埋戻しても宜しいでしょうか。	土壌汚染対策法に則り適切に取り扱ってください。
418	別紙5			「現場発生土による土壌汚染対策」の備考欄で、【別紙31土壌調査報告書抜粋】に記載されている基準値を超えた土壌についてはA工事とありますが、調査報告書に記載されていない油汚染土壌等が確認された場合に追加となる一切の費用は別途工事で宜しいでしょうか。	確認された物質の種類や濃度により土の受入先や処理費用が異なるため、発注仕様書のとおりに費用負担も含め別途協議のうえ決定します。 汚染土処理費用が発生した場合は、別途工事とはせずに設計変更の対象とします。
419	別紙5			「現場発生土による土壌汚染対策」の備考欄で、【別紙31土壌調査報告書抜粋】に記載されている基準値を超えた土壌についてはA工事とありますが、形質変更時要届出区域の指定の解除は実施しないということに宜しいでしょうか。	表層に鉛を含み、深層部に鉛、砒素及びふっ素の汚染のない単位区画（I B2③、I B2⑥、II A2⑤、II A2⑦）は、鉛を含む土壌を除去することで区域解除が可能と考えられるため、その区画については指定の解除を目指す予定です。
420	別紙5			別途間仕切り工事の対象室について「一般執務室」「窓口執務室」「共用会議室」「書庫・倉庫」と明記有。【別紙11】に記載された高層部の「その他の執務室」「レセプションルーム」「会計室」等の間仕切り壁はA工事となるのでしょうか。	「一般執務室」、「窓口執務室」、「共用会議室（高層用エレベータ乗継階）」、「書庫・倉庫」の内部の間仕切り壁については、上階床下までの設置の有無に関わらず、設計段階で市が示す使用用途等を踏まえ、落札者が計画するものとします。 施工について別途工事（C工事）となるものは、【別紙5 全体所掌区分】の「別途工事間仕切り壁」備考欄に記載のとおりで、落札者が計画する上記各室内部の間仕切り壁のうち、上階床下までの設置を必要としないものを含みます。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
421	別紙6	2, 3	1D-3, 12, 17, 22, 27	本工事で使用する本設電気は受電から仮使用までの試運転調整期間が主であり、基本料金もその間でピークになります。その後、引渡しまでの期間はB・C工事が主となる為、当該期間中は基本料金もB・C事業者等が負担し、負担割合はA事業者が設定すると考えて宜しいでしょうか。もしくは、B・C工事期間中に基本料金が増えた場合、その超過分をB・C事業者が負担するというお考えでしょうか。上下水・ガス・再生水・ESPも含めて考え方をご指示下さい。	部分引渡し後の基本料金は市負担とします。部分引渡し後の各工事に關する使用料金については、各工事毎の負担としてください。
422	別紙6	2, 3	1D-4, 12, 17, 22, 27	B・C工事期間中の電気・上下水・ガス・再生水・ESP使用料金はB・C工事会社等が支払うものとし(共用部の各種使用料金を含む)、当該工事期間中はB・C工事が主となる為、本工事落札者には、A工事に關する使用料金以外は発生しないものと考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
423	別紙6	2, 3	1D-4, 12, 17, 22, 27	B・C工事期間中の電気、上下水、ガス、再生水、ESP使用料金について取りまとめを行う際、使用料金の負担割合の設定は、A事業者で決定して宜しいでしょうか。また、A事業者に決定権が無い場合は、B・C工事期間中の各インフラの従量料金を提示ください。	部分引渡し後の基本料金は市負担とします。部分引渡し後の各工事に關する使用料金については、各工事毎の負担としてください。
424	別紙6	2	1D-4	受電後の工事期間中の電力使用料金は各施工者の応分負担となっていますが、仮使用後は、仮使用範囲の電力使用料金は、市が応分負担すると考えて宜しいでしょうか。	部分引渡し後の基本料金は市負担とします。部分引渡し後の各工事に關する使用料金については、各工事毎の負担としてください。
425	別紙6	2	1D-9	水道利用加入金とは別の「納付金」とは、どのような項目があるのでしょうか。項目と金額を提示ください。	手数料(設計審査、完了検査)および路面復旧監督費を想定しています。手数料(税込)は、給水管口径50mm以下:10,500円、75mm以上:35,300円になります。路面復旧監督費は計画によります。
426	別紙6	2	1D-12	上下水道引き込み後の工事期間中の使用料金は各施工者の応分負担となっていますが、仮使用後は、仮使用範囲の上下水道使用料金は、市が応分負担すると考えて宜しいでしょうか。	部分引渡し後の基本料金は市負担とします。部分引渡し後の各工事に關する使用料金については、各工事毎の負担としてください。
427	別紙6	2	1D-14	ガス引込負担金が発生した場合は、電気・上下水道と同様に市負担と考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。ガス引き込み手続きはA工事、負担金は市負担とします。
428	別紙6	2	1D-17	ガス引き込み後の工事期間中の使用料金は各施工者の応分負担となっていますが、仮使用後は、仮使用範囲のガス使用料金は、市が応分負担すると考えて宜しいでしょうか。	部分引渡し後の基本料金は市負担とします。部分引渡し後の各工事に關する使用料金については、各工事毎の負担としてください。
429	別紙6	2	1D-21	下水再生水引き込み後の工事期間中の使用料金は各施工者の応分負担となっていますが、仮使用後は、仮使用範囲の下水再生水使用料金は、市が応分負担すると考えて宜しいでしょうか。	部分引渡し後の基本料金は市負担とします。部分引渡し後の各工事に關する使用料金については、各工事毎の負担としてください。
430	別紙6	2	1D-21, 22	再生水の基本料金と使用料金を提示ください。	料金体系については、現在検討中です。水道料金よりは安価となります。
431	別紙6	3	1D-26, 27	ESPの工事の基本料金と使用料金を提示ください。(現段階では設定が困難な為)	基本料金は発生しないものとします。使用料金については熱源供給の為に使用する電気、ガス等の燃料費相当額を想定してください。
432	別紙6	3	1F-3	「別紙6」の施工・見積区分表(3/11)において、「各種経費-区域・調査関連-3. 土壌汚染調査費用」は、「市が提示するもの以外に必要な場合はA工事」とありますが、どのような状況を想定しているのでしょうか。	例えば形質変更時要届出区域において、深度方向の汚染状況を確定させる調査を行うことで汚染土壌として処理する土量を削減させることが可能となるような場合を想定しています。
433	別紙6	8	20-11	屋内点字サイン等がA工事と有りますが、「等」とはどのような範囲をいうのでしょうか。バリアフリー関連の工事のことと考えて宜しいでしょうか。	屋内点字サイン等は、昇降機操作・案内及び階段手すり階表示の点字、その他バリアフリー計画に必要と考えられるものを指します。なお、備考欄に「点字ブロック・鋳を含む。」と記載していますが、7/11-2M. 内部関連工事-42の点字ブロック・点字鋳(=視覚障害者誘導用ブロック)と重複しているため、7/11-2M. 内部関連工事-42の記載内容のとおりとします。
434	別紙7	2	計画要件	「熱供給事業法の地域冷暖房となる可能性がある」とありますが、新市庁舎及びアイランドタワー以外の、周辺建物への熱供給を行う可能性(熱源機の増設スペース確保の必要性)はないと考えてよろしいでしょうか。	地域冷暖房となった場合でも、市庁舎から横浜アイランドタワー以外の周辺建物への熱供給を行わないとして計画してください。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
435	別紙7	4	ESP関連工事区分	項目「蓄熱槽断熱及び仕上げ」がESP事業者の工事区分となっております。この「蓄熱槽断熱及び仕上げ」とは、「蓄熱槽内の防水」も含んでいると解釈してよろしいでしょうか。	躯体の防水は本件工事の発注範囲とします。蓄熱槽内の断熱防水はESP工事とします。
436	別紙9	2	商業部分の施工区分及び見積区分	「空調」「冷蔵庫等」「厨房給排気」などの屋外機はすべてC工事となっておりますが、屋外機への電源送りや計装工事等も含めてC工事との解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
437	別紙17			貸与いただきました地盤調査報告書資料が抜粋版となっておりますが、仮に他に実施している試験結果資料等(例えば動的変形試験結果資料など)がありましたら、ご提示願います。	提供している資料以外に実施している試験資料(動的変形試験等)はありません。
438	別紙20			下水再生水の供給ポイントまでのインフラ管径をご教示ください。	管径はφ200~300mm程度を予定しています。
439	別紙29	13 14		解体撤去その他工事の「工事の範囲は【別紙29 工作物及び地中埋設物位置図】に示す」とありますが、別紙29の施設撤去平面図(1)(2)の整備範囲内における、撤去済施設(文字を□で囲まれた施設)がそれに該当するのでしょうか。一部 街路灯や歩道灯撤去、階段撤去など、記載は有るものの、□で囲まれていない施設の取扱いも含めてご指示下さい。	発掘調査に伴い撤去処分を行うため「発注仕様書(P91) 第5_2」に示す解体撤去その他工事の範囲には、【別紙29 工作物及び地中埋設物位置図】の撤去済施設(予定)及び撤去済舗装(予定)は含まれません。また、撤去済施設(予定)及び撤去済舗装(予定)に含まれない一部の街路灯、歩道灯撤去、階段撤去、建物(営業所)などについてはA工事の範囲としてください。なお、発掘調査に関連し【別紙29 工作物及び地中埋設物位置図】18/24、19/24の撤去済舗装(予定)の除外範囲が変更となったため、※【回答添付資料】(01_図面等_03_その他)をご参照ください。
440	別紙31			【別紙31 土壌調査報告書抜粋】に記載されている基準値を超えた土壌についてはA工事とありますが、形質変更時届出区域の指定の解除をしない限り、汚染状況に示されている基準不適合区画の残土は、表層から掘削底まで全ての残土を汚染土としての処分が必要と考えてよろしいでしょうか。	現状のままであれば、形質変更時届出区域の土は全て汚染土になります。土壌汚染対策法に基づく「認定調査」を実施し、基準に適合することが認定された場合は、その認定を受けた範囲について形質変更時届出区域の指定を解除することなく法の規制を受けない土とすることができます。今年度市で発注する別途工事にて一部の区域に対して認定調査を行います。
441	別紙31			土壌調査報告書 抜粋をご提示いただいておりますが、土壌汚染対策法および横浜市生活環境の保全等に関する条例により要求される土壌・地下水汚染調査は、すべて完了しているものと考えてよろしいでしょうか。完了していない場合は、追加に必要な土壌・地下水汚染調査の仕様をご提示ください。	区域の指定に係る調査は完了していますが、今後、処理(対策工事)に対する調査を行う必要があり、今年度市で発注する別途工事にて認定調査及び区域の指定を解除するための深度方向の汚染状況を特定する調査を行います。
442	別紙31			土壌汚染調査の結果、鉛含有量の基準不適合が確認されている単位区画Ⅱ-A-2-⑦の面積は、「北仲通南地区第二工区土壌調査業務(追加調査)報告書(平成19年11月)P13」では125㎡となっておりますが、「新市庁舎整備予定地土壌調査業務委託報告書(平成27年3月)P19」では100㎡となっております。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	100m2が正となります。
443	別紙31			【別紙31 土壌調査報告書抜粋】に記載されている調査区画の起点1、起点2の正確な位置および調査区画の正確な回転角をご提示下さい。	起点1及び起点2は現地にある金属錐を基準に展開したものであるため、正確な位置は紙面等で提示することはできません。
444	別紙35別紙36			馬車道公共駐車場との接続イメージ図(地下2階)において、横浜アイランドタワー建設地との敷地境界部に、「地下外壁は市庁舎建設予定地を越えて構築しないこと」と記載がありますが、地下外壁を構築する為に必要な山留壁も、引抜く場合を除いて敷地境界を越えて施工しては行けないと考えてよろしいでしょうか。また、SMW等の残置型山留めを採用する場合は、その分、地下外壁を境界から後退させる必要があり、別の工法を選定しない限り、別紙35のアイランドタワーとの接続イメージにある車路幅員3.5m以上を確保する事が難しくなります。どのように考えれば良いかご指示下さい。	地下外壁を構築するために必要な山留め壁は、引き抜く場合を除き、敷地境界を越えての施工は不可とします。また、施工方法に関しては敷地状況や計画内容に応じて適切な工法を採用してください。
445	別紙38			「各接続部分は、消防法上の別棟として計画することを想定している」とありますので、アイランドタワー内において既存遡及による設備改修工事は発生しない前提で、本工事の見積を行うということではよろしいでしょうか。	【別紙38 本施設以外への接続における想定される工事】のとおりです。

No.	質問種別	頁	項目番号	質問内容	回答
446	別紙38			消防法上の別棟として計画するうえで、接続に伴い想定される工事が記載されていますが、関係機関と協議のうえ一棟となった場合に発生する工事に関しては、本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	消防法上の一棟となった場合は別途協議いたします。
447	別紙38			消防法上の別棟として計画するうえで、接続に伴い想定される工事のうち自動火災報知設備の説明に記載されている「個別及び火災代表信号」の個別信号とは接続される棟全体の個別信号ではなく、接続部分の個別信号と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、別棟として計画するうえで必要な接続部分等の個別信号を想定しています。
448	別紙39		2-(1)-ア	施工コンソーシアムの組成において、「建築工事の一次下請会社 経審点：900点以上の会社を1社以上」とありますが、建築に関しては元請が兼ねても宜しいでしょうか。	元請が兼ねることはできません。
449	別紙39			施工コンソーシアムについてはダイアグラムで示されていますが、設計コンソーシアムを構築する場合は、どのような図になるのか示してください。	設計コンソーシアムについては、【別紙39 施工コンソーシアムの構築について】に示すとおり、元請事業者と設計受託者を指します。
450	別紙39			施工コンソーシアムについて、右上の囲み記載内で「入札参加資格のうち設計実績について、設計コンサル会社の実績を用いる場合は、落札者と設計コンサル会社による設計コンソーシアムも施工コンソーシアムに含まれることとする。」とありますが、この場合の契約形態についてご教示願います。 落札者から設計コンサル会社への再委託ではなく、コンソーシアムとして落札者と設計コンサル会社が連名で横浜市様と直接契約者になるとの考えでよろしいでしょうか？ また、落札者が設計を実施するが、デザイン監修及び工事監理業務を設計コンサル会社にて実施予定の場合も同様に、落札者からの再委託ではなく、コンソーシアムとして連名で横浜市様と直接契約者になるとの考えでよろしいでしょうか？	落札者と設計コンサル会社の契約形態については、元請事業者と「入札説明書2 (5)」に該当する設計受託者との一次下請け等（再委託契約）となります。また、市は入札参加者（特定建設共同企業体又は単体企業）とのみ契約を行います。
451	別紙39			施工コンソーシアムについて、右上の囲み記載内で「契約締結後に落札者が選定する一次下請会社のうち、A工事の中核を担う一次下請会社(専門施工会社)から構成される体制を「横浜市市庁舎移転新築工事施工コンソーシアム」と位置付け」とありますが、コンソーシアムの一次下請会社と、コンソーシアムに含まれない一次下請との違いは、下記の3点だけでしょうか。他に違いがあればご提示下さい。 コンソーシアムの一次下請会社は、1. 施工者として連名で表示する。2. 会社の選定、施工体制台帳提出を、本体工事着工までに行う。3. 経審点の制限がある。	ご指摘の3点に限りません。【別紙39 施工コンソーシアムの構築について】に記載のとおりです。
452	別紙40			業務全体の流れで、デザイン監修者が記されていません。横浜市都市美対策審議会景観審査部会及び都市景観アドバイザーなどからの意見を、設計者と調整するのはどの段階か示してください。	デザイン監修者は、技術提案作成段階から工事完成まで一貫した監修を考えています。 横浜市都市美対策審議会景観審査部会については、基本設計段階で景観に関する方向性を決定するために、意見を聴くことを想定しています。 また、都市景観アドバイザーからは、必要に応じて各段階で意見を聴くことを想定しています。
453	別紙40			【別紙40業務全体の流れ】の設計の行には、基本設計段階、実施設計段階ともに、都市美審等とあり、施工段階にはありません。一方【別紙41業務体制図】の施工段階の列には、横浜市都市美対策審査会とあります。別紙41を正と考えてよろしいでしょうか？	ご指摘のとおりです。
454	別紙42			都市景観協議については、基本設計終了時までに、とあります。実施設計段階や施工段階で都市景観協議はないと考えてよろしいでしょうか？	都市景観協議については、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）」により着工前に終わらせる必要があります。
455	別紙44			基本設計報告書に含まれる、工事費概算書(別途工事を含む)の内訳は、別紙46のレベルA程度で宜しいでしょうか。	レベルBを原則とし、工種によりレベルCとします。

※【回答添付資料】は建築局施設整備課新市庁舎整備担当にて貸与します。手続きの詳細は「回答添付資料データの貸出しについて（様式1）」をご覧ください。